

国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段

西山 直志

はじめに

国立公文書館の所蔵資料のうち、厚生労働省移管の「戦没者等援護関係資料」には、昭和戦前・戦中期の個人に関する情報が膨大に含まれ、ファミリーヒストリー調査において頻繁に利用されている資料群のひとつとなっている。とくに、戦後長期間にわたって援護関係業務に使用されてきた旧陸海軍の人事資料には、軍歴（そのなかには学歴・職歴、人事評価、病歴、犯罪歴などを含む）や家族・親族関係、住所・本籍などの個人に関する情報が多数含まれている。そのため、人物調査には有用であるが、利用審査に当たっては一人ひとりの内容を確認する必要があるため時間を要している。

しかし「戦没者等援護関係資料」を利用する際、探したい個人の情報が、どの簿冊に含まれているかを特定することは必ずしも容易ではない。それは、国立公文書館の提供するアーカイブズ記述が不足していることに一因があり、必要な情報を分かりやすく提供することで、改善される余地がある。すなわち、この資料群の全体像やその下位に位置づく個別の各資料群の相互の関係性、来歴や作成・管理者の変遷、個別の各資料群に含まれる情報の内容、編綴・配列の特徴などの付加情報を明らかにすること、さらにその成果に基づいて、求める簿冊にたどり着く方法が示された検索手段を構築することが必要である。

そこで本稿では、「戦没者等援護関係資料」の旧海軍関係のうち「海軍人事関係等資料」¹を対象として、海軍軍人軍属の特定の個人に係る資料へ円滑に到達する方法を考察したい。

旧海軍関係を対象とする理由としては、①軍人・軍属の一人ひとりの軍歴等が詳細に記された[海軍戦没者履歴表]・[海軍軍人履歴原表]²を所蔵していること、②これに相応する旧陸軍の「兵籍簿」等が各都道府県で管理されているのに対して、海軍の場合は遺された人事資料の全容を国立公文書館所蔵分でほぼ把握できること、③平成23年度以降順次移管されてきたが、海軍関係については現時点で概ね主要部分が移管済と想定され、資料群相互の関係性を提示する分析が可能なことが挙げられる。

以上の課題と方法に関して、以下3つの先行研究を確認しておきたい。

第1は、ファミリーヒストリー調査への支援に関する研究である。2010年の段階で森本祥子氏は、日本では個人情報保護の壁があり、戸籍簿・除籍簿や国勢調査データ等が事実上利用不可能であると指摘し、リソースの不足する日本のアーカイブズが、家系調査へのニーズを意図的に掘り起こすことは、当時の段階では優先事項ではないと論じた³。但し、発表時期が公文書の移管・公開が促進された「公文書等の管理に関する法律」（2011年4月1日施行、以下「公文書管理法」）施行以前であるため、状況が大きく異なる現状を踏まえた再考の余地があると思われる。

また瀬畑源氏は、欧米において盛んな市民の家系調査を紹介した上で、日本の場合、被差別部落問題があり、戸籍の閲覧が困難など、公文書を使った調査に強い制約があると指摘した⁴。他方で、近年はNHKのテレビ番組「ファミリーヒストリー」や、いくつかの家系調査に関する解説本が刊行

されるなど、関心の高まりがみられる⁵。

上記のように従来、日本における公文書を利用したファミリーヒストリー調査は、制約が大きいとされてきた。だが、公文書管理法が施行された2011年度から国立公文書館に移管され始めた「戦没者等援護関係資料」は、旧陸海軍人軍属や引揚者・抑留者等の個人に関する記録を大量に含み、公文書によるファミリーヒストリー調査の裾野を拡大させた。

石崎亜美氏は、この「戦没者等援護関係資料」のうち「引揚者関係等資料」を具体例にしつつ、国内外アーカイブズ機関における検索支援の事例調査から現状と課題を整理し、ファミリーヒストリー調査者への検索支援に向けた情報提供のあり方を理論的に提示した⁶。また資料群ガイドとしては、[引揚者在外事実調査票]は昭和20年当時の世帯主の在外地名情報が、[引揚者名簿]は上陸した港名と船名が、それぞれ対象簿冊の特定のために必要な情報となることを指摘した。

但し、これまでの研究でガイドが提示された資料群⁷は、資料の類型・種類が少なく比較的単純なものであるに対し、本稿で扱う海軍人事関係等資料は、海軍軍人軍属の特定の個人について、異なる形の記録が複数の資料群に散在しており、そうした複層的な体系の関係性を示す検索手段を提示しようとする点に本稿の独自性がある。

さらに、石崎氏は利用者が独力で該当簿冊に到達するための基盤づくりに力点を置いたため、HP上でのコンテンツによる情報提供が模索されている。しかし、もともと業務上作成された公文書の複雑な構造を、一般の利用者が全て理解することには限界があり、レファレンスも欠かせない。特に本稿で扱う海軍人事関係等資料のような、数十年以上におよぶ来歴と蓄積のなかでの多層な構造を持つ資料群に対しては、少なからず専門職員による案内・手助けが必要であろう。その際、特定の資料群について詳細に構造を把握している者が、レファレンスに立つ同僚職員に、必要な情報をいかに共有するかという点が重要になる。そうした場面に対応可能なレファレンスツールを開発することで、館としての調査支援機能の向上が見込まれるだろう。

第2は、旧陸海軍の記録に関する研究である。旧陸海軍の記録の大部分が戦災・艦船沈没による滅失や、敗戦直後の大量処分・焼却、連合軍による没収などにより存在しないことは、よく知られている⁸。他方で、作戦・戦闘や軍政、部隊に関する主に海軍中央に遺された戦史史料は防衛省防衛研究所史料室が所蔵し、海軍省人事局で作成された人事業務に関する資料⁹なども公開されている。また、海軍を対象とした歴史研究は、従来は陸軍に比して低調だったが、近年は軍港都市史研究をはじめとして海軍と地域社会を問う研究が進展しており、特に木村美幸氏は各鎮守府の人事部報を所在調査のうえ活用している¹⁰。

これらとは別に、旧軍時代は軍人軍属の人事管理のため、戦後は復員・援護業務のために使用された陸海軍の人事資料が本稿で検討の対象となる記録である。陸軍の「兵籍簿」等については、敗戦後に各連帯区司令部から各都道府県の世話部へと引き継がれ、各都道府県が現在に至るまで管理しており、軍歴証明事務として、本人・遺族（概ね三親等以内）への写しの交付を行っている¹¹。但し、各自治体のアーカイブズに移管されている例は少なく¹²、遺族以外の第三者によるアクセスが困難な状況にある¹³。こうした陸軍の人事資料の来歴や現存状況等については、元新潟県職員の近藤貴明氏が精力的に一連の論考を発表している¹⁴。一方で、海軍の人事資料は、各鎮守府で作成された資料も、その後継組織である地方復員官署が廃止された後は厚生省に集約され、その多くが「戦没者等援護関係資料」として国立公文書館に移管されているが、それを利用した研究や本格的な分析は未だなされておらず、本稿がその端緒となるだろう¹⁵。

第3は、検索手段 (Finding aid) ¹⁶に関する研究である。日本における検索手段の理論的考察を最初に提起したのは安藤正人氏であろう。在外研究で欧米各国のアーカイブズを巡った安藤氏は、欧米の検索手段作成の理論と技法を、体系的に日本に紹介した¹⁷。さらに、自身の実践経験も踏まえ、史料整理と検索手段作成の基本手順として、(1)概要調査・(2)内容調査に基づく概要目録等の予備的目録の作成、(3)構造分析に基づく体系的配列目録 (基本目録) の作成、そして(4)多角的検索のための様々な検索手段の作成が行われるべきと説いた。そして、(4)の段階の「レファレンス・ツール」が発達しているのが欧米の特徴と述べた上で、(1)～(3)の段階は「あくまで文書群自身の立場にたった整理と記述が行われるのに対し、(4)の段階では逆に最大限、利用者の立場にたち、いかに多様な利用要求に効率よく的確に答えるかを考慮」する必要があるとした¹⁸。

次に坂口貴弘氏は、欧米のアーカイブズではフォンドやシリーズを単位とする「集合的記述」が主流となっているのに対して、日本ではファイルやアイテムに重点が置かれ、フォンドやシリーズの記述が少ない傾向にあることを指摘し、詳細な目録を作るよりも「集合的記述」による検索手段を作成した方が、「予備知識の少ない利用者にとって役立つことは明らか」だと説いた¹⁹。また、米国国立公文書館における検索手段の確立過程を検討し、現用段階における体系的な文書分類・整理が原秩序として尊重されて、レコード・グループの検索手段に記述される方式が確立していったことで、詳細な目録作成の手順を省略し、膨大な文書の受入れと公開を可能にしたことを明らかにした²⁰。翻って日本の国立公文書館は、法令・規則に基づき、簿冊単位の日録を原則として受入れから1年以内に公表しているが、米国と異なり現用段階からの体系性が希薄なこともあり、資料群 (シリーズ) の記述や検索手段が整備されているものは少数に留まっている。

また前述の石崎氏は、2008年にオーストラリア・アーキビスト協会が出版したテキストブック *Keeping Archives* 第3版で、検索手段について7つの類型が示されていることを紹介し、これによって国立公文書館には「7. 補助的な検索手段」の充実が求められるとの見通しを立てている²¹。この方針に異存はないが、同書で示されたより重要な点は、検索手段は様々で、必ずしも定まった形式があるものではなく、リソースや必要性に応じて、固有のものが作られるべきとされている点であろう²²。実際、この点については、米国アーキビスト協会による最新のテキストブックにおいても強調されている。すなわち、検索手段とは「記録の集合体内の情報の発見を容易にするツール」であり、デジタル化が進むなかで従来のテキスト形式ではなく一定の規格に基づいた「共有可能なメタデータ」としてのそれも必要になっていること、コンテキスト、コンテンツ、構造、機能の4種の情報が提供されることが重要であることが説かれている。さらに同書の結論部でも、検索手段には様々な形があり、それを定義する単一の形式はないことが改めて強調されている²³。

以上の諸研究を踏まえると、検索手段は、資料群 (シリーズ) の構造的な把握と理解を促すアーカイブズ記述の充実と、具体的に情報の発見を容易にする個々の事例に即したツールの作成という両面から確保されるものだと理解できる²⁴。よって本稿では、シリーズに相当する資料群レベルの記述の充実を目指して来歴・内容・構造・機能を明らかにするとともに、対象資料に即した形で利用者に有用なレファレンスツールを提供することを目指したい。

なお、石崎氏はファミリーヒストリーの検索支援について国内外の事例調査も実施して一覽で示しているが、本稿にとってはその中で、沖縄県公文書館がHPで公開している「軍雇用用カード」の調べ方のツールが参考になる²⁵。これは「1946年 (昭和21) ～1966年 (昭和41) の間に在沖米軍施設に働いた沖縄住民の労務管理のために作成された個人別の労務記録カード」約20万枚であるが、

カードの有無を確認するにはどのような情報が必要か、また「軍雇用用カード」からわかる情報は何か、等を分かりやすく一枚の画像の形で示している点が優れている。本稿でも最終的には、特定に必要な情報、得られる情報の要素を提示することとしたい。

1. 戦没者等援護関係資料の構造
1. 1 戦没者等援護関係資料の全体像

目録情報を提供する国立公文書館デジタルアーカイブ（以下「DA」）における「戦没者等援護関係資料」の解説は、次の資料群詳細の記述に限られており（表 1-1）、当該資料群の全容についての記述が求められる。

表 1-1 「戦没者等援護関係資料」のDA資料群詳細

タイトル	戦没者等援護関係資料
階層	行政文書＞厚生労働省
組織歴	〔略〕
移管元機関等	厚生労働省社会援護局より平成23年度から5ケ年計画で移管。
内容	”厚生労働省社会援護局が、援護関係業務に使用した、旧陸海軍等が作成した人事関係等資料を含む戦没者等援護関係資料。保存期間が満了したものから、平成23年度から平成27年度までの5年間計画で、国立公文書館へ移管された。”

表 1-1 の「移管元機関等」の項目には「5 年間計画で」とあるが、これは当初の計画であり、平成 28(2016)年度以降もほぼ毎年移管が続けられている。本項の執筆時点、令和 6 (2024) 年 3 月に目録公開されたものまでで、簿冊単位で総計 59,672 件の資料がある。

これらの全体像について、移管元の厚生労働省が HP で公表している「これまでに移管した資料名」のリストでは、①旧陸軍関係、②旧海軍関係、③引揚者関係等、④旧ソ連邦抑留者関係、⑤他国から提供された資料、の 5 つに大別している²⁶。一方で DA の階層では、「戦没者等援護関係資料」の直下に各個別の資料群が配されており、この 5 つの区分の階層は設けられていないが、配列の上では 5 つの区分の順に並べられている。しかし、個別の資料群に関する内容の解説は、[留守名簿（陸軍）] と [引揚者在外事実調査票] を除いて記述されていない。また、個別の資料群ごとの概要を一覧して見ることはできない。

そこで、厚生労働省のリストと DA 記載情報を対照させ、表 1-2 にまとめた。本表により 5 つの大別区分が明示されること、各資料群の基礎情報を一覧できることは有意義と言えよう。また、表の最下部にある「モンゴル国政府提供資料」のように、移管後に「戦没者等援護関係資料」ではない資料群に分類されているものがあることも明らかにできた。

内容としてはまず、表右下の総計とその内訳を見ると、全体の数量としては旧陸軍関係が約 50%、旧海軍関係が約 38% で、合計約 88% となり大半を占める。ごく一部の資料群で審査済の割合が高いものがあるが、ほとんどの資料の利用制限区分が「要審査」であり、利用にあたっては利用審査が必要となる。保存場所は、電子公文書以外は分館か外部書庫であるため、当日利用は出来ず事前の搬送を行う必要がある。年代は、当然ながらそれぞれの業務が行われた時期を中心に、①②旧陸海軍関係は主に昭和 10～20 年代、③引揚者関係等と④旧ソ連邦抑留者関係は昭和 20～30 年代に集中している。これらは概ね文書が完結した時点の年代が採られているが、⑤他国から提供された資料

表 1-2 「戦没者等援護関係資料」の全体像

国立公文書館DA 記載情報「戦没者等援護関係資料」 ※保存場所・数値はすべて2024年12月2日現在														
区分	名称	数量	資料群名称 ※注2	請求番号 始	請求番号 終	保存場所 ※注3	年月日の年代概要 ※注4	簿冊数	公開	部分 公開	非公開	要審査	審査済% ※注5	備考
厚生省HP>これまでに移管した資料名 (令和16年7月現在) ※注1	・留守名簿	約9,870冊	留守名簿(陸軍)>	平23厚労04211	平23厚労07223	分館	(昭和16～25・平成4年： 昭和19～22年が中心)	3,013	245	193	0	2,575	14.5%	資料群詳細：内 容「所属部隊の 人員(外地・内 地両方)の現況 及びその留守間 係事項を明らか にしたもの」
			留守名簿(陸軍)>	平24厚労02234	平24厚労02294	分館	昭和46年1月1日	61	47	14	0	0	100.0%	
			留守名簿(陸軍)>	平24厚労02295	平24厚労03688	分館	(昭和19～23年： 昭和19～21年が中心)	1,394	22	33	0	1,339	3.9%	
			留守名簿(陸軍)>	平24厚労03689	平24厚労04753	分館	(昭和18～26・46年： 昭和19～21年が中心)	1,065	57	14	0	994	6.7%	
			留守名簿(陸軍)>	平24厚労04754	平24厚労05270	分館	(昭和16～23・46年： 昭和19～21年が中心)	517	41	19	0	457	11.6%	
		留守名簿(陸軍)>	平25厚労00577	平25厚労02850	分館	(昭和15～29年： 昭和19～23年が中心) ※うち423件＝記載なし	2,274	164	84	0	2,026	10.9%		
		留守名簿(陸軍)>	平27厚労03222	平27厚労03936	分館	(昭和17～24・30年： 昭和19～21年が中心)	715	27	17	0	671	6.2%		
		遺骨遺留品名簿(陸軍)	平24厚労00427 平25厚労00451 平26厚労00657 平27厚労02264	平24厚労00535 平25厚労00576 平26厚労00763 平27厚労02351	分館	(昭和20～25年： 昭和20～21年が中心)	430	2	13	0	415	3.5%		
		陸軍部隊略歴	平24厚労01963	平24厚労02233	分館	(昭和20～43年： 昭和21・36年が中心)	271	186	84	0	1	99.6%		
		陸軍除隊召集解除者連名簿	平26厚労04690 令4厚労00390	平26厚労06947 令4厚労00697	分館 外部書庫	(昭和20～28・38年： 昭和21～22年が中心)	2,566	57	23	0	2,486	3.1%		
	・身の上申告書 ・復七名簿 ・死亡者連名簿 ・連合軍関係文書 ・将校名簿 ・軍属船員カード ・工金カード ・高等官名簿 ・入院患者名簿 ・軍人傷痍記憶カード ・病床日誌・入院患者名簿 ・死亡者関係資料 ・法務関係文書	約2,570冊	陸軍復七名簿	平26厚労06948	平26厚労10739	分館	(昭和21～35年： うち3715件＝昭和22年1月1日) 49件＝昭和23年2月20日 1件＝昭和22年1月1日	3,792	73	12	0	3,707	2.2%	
		約50冊	陸軍復七名簿	平26厚労04640	平26厚労04689	分館	(昭和12～33年： 昭和20～22年が中心)	50	5	0	0	45	10.0%	
		約2,360冊	死亡者連名簿(陸軍 人事資料)	平27厚労10067	平27厚労12425	分館	(昭和18～27年： 昭和20～23年が中心)	2,359	36	26	0	2,297	2.6%	
		約280冊	陸軍連合軍関係文書	平27厚労02947	平27厚労03221	分館	(昭和12～33年： 昭和17～24年が中心)	275	5	0	0	270	1.8%	
		約190冊	将校名簿(陸軍)	平27厚労03937	平27厚労04125	分館	(大正12・昭和19～22年： 昭和20年が中心)	189	7	10	0	172	9.0%	
		約670冊	陸軍属船員カード	平27厚労04126	平27厚労04813	分館	昭和20年	688	1	2	0	685	0.4%	
		約660冊	陸軍工金カード	平27厚労04814	平27厚労05476	分館	昭和20年	663	45	0	0	618	6.8%	
		約10冊	陸軍高等官名簿	平27厚労07547	平27厚労07558	分館	(昭和17～20年： うち8件＝昭和20年)	12	7	1	0	4	66.7%	
		約2,070冊	入院患者名簿(陸軍)	平27厚労05477	平27厚労07546	分館	(昭和12～33年： 昭和17～24年が中心)	2,070	11	42	0	2,017	2.6%	
		約70冊	軍人傷痍記憶カード(陸軍)	平27厚労02117	平27厚労02182	分館	昭和21年	66	0	0	0	66	0.0%	
新 陸 軍 関 係	約70冊	病床日誌・入院患者名簿(陸軍)	平27厚労02183	平27厚労02193	分館	(昭和12～21・45年： 昭和12～21年が中心)	11	0	5	0	6	45.5%		
	約3,230冊	陸軍死亡者関係資料	平28厚労00335	平28厚労03523	分館	(昭和9～35年： うち3104件＝昭和20年)	3,189	56	15	0	3,118	2.2%		
	約460冊	陸軍法務関係文書	平28厚労03524 平30厚労00667	平28厚労03974 平30厚労00676	分館	(大正12～昭和47年： うち256件＝昭和21年)	461	21	24	0	416	9.8%		
												平28＝451冊 平30＝10冊		

厚生省HP＞これまでに移管した資料名 (令和6年7月現在) ※注1										国立公文書館DA記帳情報「戦没者等播磨関係資料」 ※保存場所・数値はすべて2024年12月2日現在									
区分	名称	数量	資料群名称 ※注2	請求番号_始	請求番号_終	保存場所 ※注3	年月日の年代概要 ※注4	簿冊数	公開	部分 公開	非公開	要審査	審査済% ※注5	備考					
旧海軍関係	・重軍船員本籍地別名簿	約50冊	陸軍重軍船員本籍地別名簿	平29厚労01295	平29厚労01326	分館	昭和20年	32	0	0	0	32	0.0%						
	・船工員名簿	約30冊	陸軍船工員名簿	平29厚労01327	平29厚労01380	分館	昭和20年	54	1	0	0	53	1.9%						
	・運搬船舶名簿	約50冊	運搬船舶名簿	平29厚労01381	平29厚労01426	分館	昭和20年	46	0	0	0	46	0.0%						
	・運輸部重属名簿	約30冊	陸軍運輸部重属名簿	平29厚労01427	平29厚労01455	分館	昭和20年	29	0	2	0	27	6.9%						
	・全国索引簿	約190冊	全国索引簿	平29厚労01456	平29厚労01641	分館	5件＝昭和18～20年 181件＝昭和20年	186	9	3	0	174	6.5%						
	・乗船者名簿関係資料	約90冊	乗船者名簿関係資料	平29厚労01642	平29厚労01753	分館	(昭和20～22年； 昭和20～21年が中心)	112	2	3	0	107	4.5%						
	・部隊資料	約2,470冊	部隊資料	平29厚労01754 平30厚労00677	平29厚労04404 平30厚労00717	分館	(明治7～昭和54年； うち2083件＝昭和20年)	2,692	455	28	0	2,209	17.9%	平29＝2651冊 平30＝41冊					
	・従軍文官履歴	約40冊	陸軍従軍文官履歴	平30厚労00424	平30厚労00462	分館	昭和20年	39	0	0	0	39	0.0%						
	・船舶行動表	約40冊	陸軍船舶行動表	平30厚労00463	平30厚労00502	分館	(昭和17～22年； 昭和20～22年が中心)	40	2	0	0	38	5.0%						
	・未決獄死者カード	約160冊	陸軍未決獄死者カード	平30厚労00503	平30厚労00666	分館	157件＝昭和20年 7件＝昭和27年4月29日	164	1	2	0	161	1.8%						
	・帰還者関係資料	約190冊	帰還者関係資料	令1厚労00160	令1厚労00350	分館	(昭和20～24年； うち126件＝昭和20年)	191	15	1	0	175	8.4%						
	・船員・船舶関係	約130冊	船員・船舶関係	令1厚労00351	令1厚労00482	分館	(昭和15～30年； 昭和20～22年が中心)	132	0	1	0	131	0.8%						
	・死没者功績明細書	約1,400冊	海軍死没者功績明細書	平23厚労02811	平23厚労04210	分館	昭和23年4月1日	1,400	1,295	44	0	61	95.6%						
	・軍人軍属功績調査票 マイクロフィルム	約500本	軍人軍属功績調査票 (海軍)＞マイクロ	平23厚労07332	平23厚労07950	分館	(記載なし)	519	1	0	0	518	0.2%	件名あり(氏名 の始～終)					
	・軍人軍属死没者原簿	約1,400冊	海軍軍人軍属死没者原簿	平24厚労00544	平24厚労01962	分館	(明治43～昭和51年； 昭和17～22年が中心) ※うち399件＝記載なし	1,419	64	69	0	1,286	9.4%	平24厚労00724の み件名1件あり					
	・各地上陸者名簿	約120冊	各地上陸者名簿(海軍)	平25厚労02851	平25厚労02971	分館	(昭和20年8月～24年9月； 昭和20～22年が中心)	121	4	6	0	111	8.3%						
	・復員業務従事者名簿	約370冊	復員業務従事者名簿(海軍)	平26厚労00764	平26厚労01139	分館	(昭和16～34年； 昭和20～23年が中心)	376	6	8	0	362	3.7%						
	・軍人本籍地名簿	約220冊	軍人本籍地名簿(海軍)	平26厚労01140	平26厚労01360	分館	昭和21年	221	67	38	0	116	47.5%						
	・軍人軍属功績調査票 紙	約3,200冊	軍人軍属功績調査票 (海軍)＞紙	平26厚労01361	平26厚労04587	分館	昭和21年	3,227	85	122	0	3,020	6.4%						
	・徴用船員カード	約50冊	徴用船員カード(海軍)	平26厚労04588	平26厚労04639	分館	昭和21年	52	0	0	0	52	0.0%						
	・帰還者カード	約260冊	帰還者カード(海軍)	平26厚労10740	平26厚労10996	分館	昭和24年	257	10	12	0	235	8.6%						
	(記載なし)	—	交私証拠書類(海軍人事資料)	平26厚労10997	平26厚労13408	分館	(明治24～昭和38年； 昭和18～22・26年が中心)	2,412	18	0	0	2,394	0.7%						
	(記載なし)	—	海軍固有財産資料(海軍経理資料)	平26厚労13409	平26厚労13606	分館	(昭和5～36年； 昭和19～22・26年が中心)	198	0	0	0	198	0.0%						
	(記載なし)	—	供託書類(海軍経理資料)	平26厚労13607	平26厚労13615	分館	7件＝昭和26年 2件＝昭和27年	9	2	1	0	6	33.3%						
	(記載なし)	—	契約書類(海軍経理資料)	平26厚労13616	平26厚労13821	分館	(昭和12～26年； 昭和19～20・26年が中心)	206	13	0	0	193	6.3%						
	(記載なし)	—	給与支出証拠書類(海軍人事資料)	平26厚労13822	平26厚労14209	分館	(昭和16～31年； 昭和20～22・26年が中心)	388	3	0	0	385	0.8%						
	・連合軍関係文書	約600冊	海軍連合軍関係文書	平27厚労02352	平27厚労02946	分館	(昭和10～27年； うち421件＝昭和20年)	595	35	3	0	557	6.4%						

国立公文書館 DA 記載情報「戦没者等関係資料」 ※保存場所・数値はすべて2024年12月2日現在														
厚生省HP＞これまでに移管した資料名 (令和6年7月現在) ※注1			資料群名称 ※注2	請求番号 始	請求番号 終	保存場所 ※注3	年月日の年代概要 ※注4	簿冊数	公開	部分 公開	非公開	要審査	審査済% ※注5	備考
引揚者関係等		・軍人叙位叙勲履歴表 (海軍)	約1,150冊	平27厚労07559	平27厚労08705	分館	昭和21年	1,147	83	31	0	1,033	9.9%	
		・士官名簿	約190冊	平27厚労08706	平27厚労08896	分館	(明治19～昭和21・26～29年： 昭和16～20年か中心) ※うち52件＝記載なし	191	35	4	0	152	20.4%	
		(記載なし)	—	平27厚労08915	平27厚労10066	分館	(大正1～昭和49年： 昭和19～21年か中心)	1,152	16	0	0	1,136	1.4%	
		・法務関係文書	約350冊	平28厚労03975	平28厚労04314	分館	(明治34～昭和46年： 昭和19～22・26年か中心)	340	8	6	0	326	4.1%	
		・戦没者調査票	約950冊	平28厚労04315	平28厚労05261	分館	昭和23年	947	10	13	0	924	2.4%	
		・軍人入籍番号簿	約250冊	平29厚労04408	平29厚労04660	分館	昭和21年	253	15	23	0	215	15.0%	
		・軍人索引簿	約200冊	平29厚労04661	平29厚労04850	分館	昭和21年	190	12	17	0	161	15.3%	
		・戦没者履歴表	約920冊	平29厚労04851	平29厚労05774	分館	昭和21年	924	2	240	0	682	26.2%	
		・呉部隊別在員カード	約170冊	平29厚労05775	平29厚労05947	分館	昭和21年	173	4	12	0	157	9.2%	
		・海軍船舶行動表	約170冊	平30厚労00211	平30厚労00256	分館	昭和21年	46	17	0	0	29	37.0%	
		・支払証拠書等 (中央)	約50冊	平30厚労00257	平30厚労00423	分館	(昭和13～21年： 昭和18～20年か中心)	167	2	0	0	165	1.2%	
		・軍属名簿	約2,610冊	令3厚労00256	令3厚労03173	外部書庫 (一部分館)	(大正9～昭和53年： 昭和18～21年か中心) ※うち1706件＝記載なし	2,918	21	8	0	2,889	1.0%	令和5年3月公開
		・軍人履歴原票	約2,600冊	令3厚労03883	令3厚労06384	分館	(記載なし)	2,502	1	32	0	2,469	1.3%	令和5年8月公開
		・引揚者在外事実調査票	約1,700冊	平23厚労01127	平23厚労02810	分館	昭和31年	1,684	113	203	0	1,368	18.8%	資料群詳細に組織度の記述あり
		・中共帰還者身上申告書	約60冊	平24厚労00371	平24厚労00426	分館	(昭和28～53年： 昭和28～33年か中心)	56	1	3	0	52	7.1%	
		・開拓団在籍者名簿	約130冊	平27厚労12426	平27厚労12551	分館	うち69件＝昭和29～30年 うち55件＝記載なし	126	3	13	0	110	12.7%	
		・義勇隊名簿	約990冊	平27厚労12598	平27厚労12691	分館	1件＝昭和25年7月 93件＝昭和29～30年	94	5	22	0	67	28.7%	
		・県別移動経路票	約50冊	平27厚労12552	平27厚労12597	分館	昭和29～30年	46	8	5	0	33	28.3%	
		・職域名簿 (旧満州等)	約160冊	平27厚労12692	平27厚労12855	分館	163件＝昭和29～30年 1件＝昭和22年	164	46	7	0	111	32.3%	
		・開拓団美態調査表	約40冊	平27厚労00633	平27厚労00668	分館	(昭和21～26年： 昭和23年か中心)	36	4	5	0	27	25.0%	
		・邦人死亡者索引簿	約70冊	平27厚労00669	平27厚労00735	分館	昭和30年	67	1	5	0	61	9.0%	
		・中共帰還者名簿	約10冊	平27厚労00736	平27厚労00756	分館	(昭和28～32年： うち14件＝昭和28年)	21	10	2	0	9	57.1%	
		・中共乗船者名簿	約10冊			分館	(昭和29～31年： うち29件＝昭和30年10月)	34	12	0	0	22	35.3%	
		・省別帰還者名簿 (旧満州等)	約30冊	平27厚労01278	平27厚労01311	分館	(昭和21～28年： 昭和22～24年か中心)	805	53	4	0	748	7.1%	
		・外地引揚調査票	約810冊	平27厚労01312	平27厚労02116	分館	昭和29～30年	521	125	49	0	347	33.4%	
		・引揚者名簿	約520冊	平27厚労00757	平27厚労01277	分館	昭和29～31年： うち41件＝昭和28年)	70	6	0	0	64	8.6%	
	・総動員関係死亡者名簿	約70冊	平27厚労02194	平27厚労02263	分館									

厚生省HP＞これまでに移管した資料名 (令和6年7月現在) ※注1														国立公文書館DA記載情報「戦没者等提議関係資料」 ※保存場所・数値はすべて2024年12月2日現在									
区分	名称	数量	資料群名称 ※注2	請求番号_始	請求番号_終	保存場所 ※注3	年月日の年代概要 ※注4	簿冊数	公開	部分公開	非公開	要審査	審査済% ※注5	備考									
旧ソ連邦抑留者関係	・死亡公報済者名票綴	約20冊	旧ソ連邦抑留者関係 ＞ 死亡公報済者名票綴	平30厚労00047	平30厚労00068	分館	昭和30～35～47年	22	0	0	0	22	0.0%										
	・ソ連関係死亡者索引簿	約80冊	旧ソ連邦抑留者関係 ＞ ソ連関係死亡者索引簿	平30厚労00069	平30厚労00149	分館	(記載なし)	81	0	0	0	81	0.0%										
	・戦時死亡宣告処理済名票綴	約10冊	旧ソ連邦抑留者関係 ＞ 戦時死亡宣告処理済名票綴	平30厚労00150	平30厚労00163	分館	(記載なし)	14	0	0	0	14	0.0%										
	・死亡者連名簿	約50冊	旧ソ連邦抑留者関係 ＞ 死亡者連名簿	平30厚労00164	平30厚労00210	分館	4件＝昭和25・30・33年 43件＝記載なし	47	0	0	0	47	0.0%										
	・旧ソ連邦政府等提供抑留者名簿等資料(翻訳含む) 紙	約240冊	旧ソ連邦政府等提供資料 ＞ 1993年度提供資料	平23厚労07224	平23厚労07331	分館	平成5年	108	0	2	0	106	1.9%										
他国から提供された資料			ソ連邦抑留死亡者名簿(翻訳)	平27厚労08897	平27厚労08914	分館	(平成3～13年； うち12件＝平成3年4月)	18	0	0	0	18	0.0%										
			旧ソ連邦政府等提供資料 ＞ 1999年度提供資料	平23厚労07851	平23厚労09239	分館	平成12年	1,389	0	1	0	1,388	0.1%	マイクロフィルム									
	・旧ソ連邦政府等提供抑留者名簿等資料(翻訳含む) マイクロフィルム	約2,320本	旧ソ連邦政府等提供資料 ＞ 2005年度提供資料	平23厚労09240	平23厚労10167	分館	平成12年	928	0	8	0	920	0.9%	マイクロフィルム									
			ロシア連邦政府等提供資料 ＞ 平成18年11月提供資料	平29厚労04405	平29厚労04407	分館	(記載なし)	3	0	0	3	0	0.0%	マイクロフィルム									
			ロシア連邦政府等提供資料 ＞ 旧ソ連邦抑留者登録カード	平28厚労E0001	平28厚労E0047	ERAJ	平成21年	47	0	0	0	47	0.0%	電子公文書									
	・旧ソ連邦政府等提供抑留者名簿等資料(翻訳含む) DVD	約90枚	ロシア連邦政府等提供資料 ＞ 平成23年6月から7月提供資料	平29厚労E0001	平29厚労E0095	ERAJ	3件＝昭和21～22年 92件＝記載なし	95	0	0	0	95	0.0%	電子公文書									
	・ふくカード	約1,000冊	ふくカード	平22厚労08615	平22厚労09612	分館	昭和32年	998	5	41	0	952	4.6%										

下記の資料はDAでは「戦没者等提議関係資料」には区分されず、次の階層に含まれる：行政文書＞厚生労働省＞社会・援護局関係＞社会・援護局関係														
区分	名称	数量	資料群名称	請求番号_始	請求番号_終	保存場所	年月日の年代概要	簿冊数	公開	部公	非公開	要審査	審査済%	備考
他国から提供された資料	モンゴル国政府提供資料(2004年度)	—	モンゴル国政府提供資料(2004年度)	令2厚労00324	令2厚労00425	外部書庫	平成16～17年	102	0	0	0	102	0.0%	
	モンゴル国政府提供資料(1990年度)		令3厚労00255	令3厚労00255	外部書庫	平成2～3年	1	0	0	0	1	0.0%		
	(モンゴル国政府提供資料(1992年度))		令4厚労00384	令4厚労00389	外部書庫	平成4～5年	6	0	0	0	6	0.0%	令和6年3月公開	
	※注6													
※注7：参照先の厚生労働省HP「戦没者等提議関係資料の国立公文書館への移管について」のURLは以下の通り (2024年12月2日参照)。なお全体は、請求番号の昇順に配列した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokubunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html ※注8：下位の資料群名がある場合は「>」の先に記した。 ※注9：「FERAJ」は、電子公文書等システム(電子公文書等システム：Electronic Records Archives of Japan)のこと。 ※注10：含まれる資料の年月日の概要を記述した。年代概要表記について、「～」は資料群全体の年代域の始めと終りを、「-」は資料単位の年月日の始めと終りを示す。括弧や件数の表記のない年月日は、当該資料群全体の年月日が同一であることを示す。 ※注11：薄冊数に対する公開・部分公開の割合。 ※注12：現在は「新規公開」資料群に区分されているため、資料群の区分・名称は確定していない。 ※注13：※モジュール関係を除く														

簿冊数	公開	部公	非公開	要審査	審査済%
59,672	3,821	1,730	3	54,118	9.3%
統計					
29,848	1,600	671	0	27,577	7.6%
22,350	1,829	689	0	19,832	11.3%
3,724	387	318	0	3,019	18.9%
164	0	0	0	164	0.0%
3,586	5	52	3	3,526	1.6%

※註1：参照先の厚生労働省HP「転送者等提議関係資料の国立公文書館への移管について」のURLは以下の通り

(2024年12月2日参照)。なお全体は、請求番号の昇順に配列した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html

※註2：下位の資料群名がある場合は「>」の先に記した。

※註3：「ERAJ」は、電子公文書等の移管・保存・利用システム（電子公文書等システム・Electronic Records Archives of Japan）のこと。

※註4：含まれる資料の年月日の概要を記述した。年代幅の表記について、「～」は資料群全体の年代域の始めと終りを、「-」は資料単位の年月日の始めと終りを示す。括弧や件数の表記のない年月日は、当該資料群全体の年月日が同一であることを示す。

※註5：簿冊数に対する公開・部分公開の割合。

※註6：現在は「新規公開」資料群に区分されているため、資料群の区分・名称は確定していない。

※註7：モンゴル関係を除く

については、提供された時点を採っているものもあるため、平成期が多くなっている。

本稿で取り上げる②旧海軍関係に注目すると、支払証拠書類や国有財産資料など、一部に厚生労働省のリストには記載のない資料群があることが分かる。これらは、主に会計・経理関係の帳票類であり、必ずしも援護関係業務では使用されなかったため、厚生労働省の側では「戦没者等援護関係資料」には含めなかったものと推測される。

次に、前述の通り現在も移管が継続していることから、まだ国立公文書館に移管されていない資料の存在についても、可能な範囲で確認してみたい(以下では②旧海軍関係に限定して言及するが、他の区分についても同様に確認可能である)。

第1に、「戦没者等援護関係資料」を管理する原課である社会・援護局 援護・業務課の保存期間表を見ると、「令和6年4月1日適用」版では、38の項「旧陸海軍軍人軍属の身上に関する事項」に、業務の区分「旧陸海軍人事関係資料に関すること」があり、「旧陸海軍から引き継いだ人事関係等資料」として、海軍関係では14の行政文書ファイル等の名称が記載されている²⁷。このうち、12は既に移管された資料群であるが、「遺骨伝達関係名簿」・「文官履歴書」は未移管であるため、将来的に移管されることが予想される。

第2に、e-Gov で公開されている行政文書ファイル管理簿で、社会・援護局援護・業務課の海軍関係で移管となるものを検索すると、表1-3の結果を得た。このうち、「軍属名簿」と「軍人履歴表」は令和3年度に保存期間が満了し、移管済である([海軍軍属名簿]と[海軍軍人履歴原表])。その他、保存期間表で把握した上記2つ以外にも、今後移管される可能性のある資料があることが確認できる。特に、「海軍履歴原表(2004年度)」・「海軍軍属等名簿(1996年度)」²⁸は、後述する平成期の電子化作業で構築された画像情報検索システムに保存された電子媒体だと思われるが、電子化作業は他の資料群についても行われていることから、この2つ以外の資料群の画像データや検索システム自体も、将来的には移管される可能性があると言えるのではないかと。

表 1-3 行政文書ファイル管理簿における海軍人事関係等資料

名称	大分類	中分類	文書分類 (小) ※旧管理簿のみ記載あり	起算日	作成・取得 年度等	保存 期間	保存期間満了 時期	媒体の 種別
公務傷病証明書 (海軍)	社会・援護	業務	傷恩・公扶	1946/4/1	1945/12/1	80年	2026/3/31	紙
遺骨伝達関係名簿	人事関係等資料	海軍関係	—	1946/4/1	1945年度	80年	2026/3/31	紙
軍属名簿	人事関係等資料	海軍関係	—	1946/4/1	1945年度	80年	2026/3/31	紙
軍人履歴表	人事関係等資料	海軍関係	—	1946/4/1	1945年度	74年	2020/3/31	紙
文官履歴書	人事関係等資料	海軍関係	—	1946/4/1	1945年度	80年	2026/3/31	紙
軍属名簿 (呉・佐世保)	人事関係等資料	海軍関係	—	1946/4/1	2019年度	74年	2020/3/31	紙
軍属名簿 (中央・横須賀・舞鶴)	人事関係等資料	海軍関係	—	1946/4/1	2019年度	74年	2020/3/31	紙
旧海軍軍人等の履歴作成参考資料(2000年度)	社会・援護	業務	普通恩給	2001/4/1	2000/4/1	20年	2021/3/31	紙
旧海軍恩給年加算調査の参考資料(2000年度)	社会・援護	業務	普通恩給	2001/4/1	2000/4/1	20年	2021/3/31	紙
海軍履歴原表(2004年度)	社会・援護	業務	画像情報検索システム	2006/4/1	2005/4/1	30年	2036/3/31	電子媒体
海軍軍属等名簿(1996年度)	社会・援護	業務	画像情報検索システム	2006/4/1	2005/4/1	30年	2036/3/31	電子媒体
航空勤務日誌	恩給関係	人事関係等資料 (海軍恩給)	—	2014/4/1	2013年度	常用	未定	電子媒体
不健康業務日誌	恩給関係	人事関係等資料 (海軍恩給)	—	2014/4/1	2013年度	常用	未定	電子媒体
公務傷病証明書 (海軍)	恩給関係	人事関係等資料 (海軍恩給)	—	2014/4/1	2013年度	常用	未定	電子媒体

※e-Gov文書管理 (<https://administrative-doc.e-gov.go.jp/>) の「行政文書ファイル管理簿の検索」において、キーワード「海軍」、保存期間満了時の措置「移管」、行政機関「厚生労働省」で検索した結果32件中、1970年代以降の恩給進達業務に関するものを除き、旧海軍から引き継いだと想定される14件を掲載 (2024年12月2日参照)。

1. 2 人事関係等資料整備事業

次に、「戦没者等援護関係資料」が移管に至った経緯を確認してみたい。これらの資料のうち旧陸海軍から引き継がれた人事関係等資料は、戦後の復員・引揚を経て、援護業務のなかで活用・蓄積され、遺族等への給付金や恩給・年金等の請求に必要な軍歴証明の根拠資料や、遺骨収集・慰霊事業の企画・実施にあたっての基礎資料として活用されてきた。恩給等の裁定が進むことで新たな軍歴証明の必要性が漸減するなど、援護業務の規模は時を経るごとに縮小傾向にあったが、1990年代に入ると、経年劣化への対策と業務効率化を目的として、資料の電子化が進められるようになる²⁹。1991年から開始されたこの「人事関係等資料整備事業」は、使用頻度が高く損傷の激しい旧陸軍の「留守名簿」と旧海軍の「海軍軍属名簿」から着手され、その後ほかの資料群にも拡げられた³⁰。

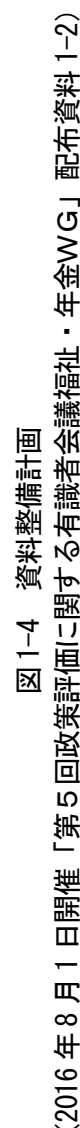
この電子化事業が進むなかで、2004年3月2日に開催された「社会・援護局関係主管課長会議」では、社会・援護局で保管する資料の電子化の推進状況とともに、都道府県が保管する資料も含めた「将来における保存・継承・利活用」について、「平成15年7月から歴史学者、法律家等の有識者をはじめ、県の関係者についても個別に招致して計8回にわたりご意見を伺った（勉強会）ところ」であり、今後「当局として基本的な方針を策定するなど、具体化に向けて検討を進めたい」と報告されている³¹。

この計8回の検討会準備会の講師から出された意見を見ると、全体として、貴重な資料であり永久保存すべきという点は概ね一致しているが、保存施設は厚生労働省が設けるべきとの意見も見られる。国立公文書館も関係機関として参加しているものの、この段階では移管が既定路線とは言えなかったようである³²。

その後の検討状況の詳細をうかがうことの出来る素材は見つけられていないが、公文書管理法公布後の2010年3月19日には「資料の公開と後世への伝承等を図るため、原則として国立公文書館への移管」をすることが発表され、戦後70年となる2015年を目途とした5か年計画を策定し、主な資料の移管を進めるとされた³³。作業方針としては、資料を「① 業務に使用していない資料で電子化も不用な資料（移管）」³⁴、「② 電子化すれば業務上使用しなくなる資料（移管）」、「③ 電子化しても原本保管の必要がある資料（引き続き当局保管）」の3つに分類し、従来「使用頻度が高い資料の電子化を進め」てきたが、「平成23年度以降は原則移管を前提として電子化を進める」こと等が示された。

以上の電子化作業の具体的内容については、2016年8月1日に開催された「第5回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG」で、この事業が取り上げられた際の資料に詳しい記載がある。まず、配布資料1-2によると、資料の使用目的は「（1）恩給請求、公的年金への通算等にかかる軍歴証明資料 （2）戦没者の死亡公報補完資料 （3）遺骨収集、慰霊巡拝等の各種慰霊事業実施にかかる基礎資料 （4）未帰還者等の調査、遺骨及び遺留品の調査等 （5）その他（叙位叙勲に係る履歴証明等）」の5つとされ、当時の活用状況が把握できる³⁵。次に、議事録では社会・援護局調査資料室長が、電子化の目的と成果を次のように説明している。「援護局が保有している人事関係資料などは、経年により劣化し、また繰り返し使用することにより破損してきており、適切かつ迅速な対応が困難になっているため、このような状況を解消しなければ」ならない。そのため、「人事関係資料をデータベース化（個々の資料をスキャンし、電子画像化したものにインデックス情報を加え、画像情報検索システムを構築）」することで、「永続的に使用することが可能になり」、「横断検索が可能になり、より適切かつ、迅速な対応が可能に」なった。ここで構築された画像情報検索

『北の丸』第57号 国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段



なお、この「人事関係等資料整備事業」は以後も継続されており、行政事業レビューシートの最新版を見ると、抑留者関係資料についての入手・照合や、整備した人事関係資料の的確な活用が事業の目的とされている³⁸。

以上の経緯をまとめると、厚生労働省では1991年に「人事関係等資料整備事業」を開始し、資料の電子化とデータベース（画像情報検索システム）の構築を進めたが、2003年頃からは将来の保存・活用についての検討を行い、その結果2011年度から公開と原本保存のために電子化作業が済んだ資料群から順次、国立公文書館へ移管することになった。なお、援護・業務課では現在も軍歴証明の業務が行われているが、業務上は画像情報検索システムが用いられ、例えば軍人軍属であった本人・遺族への資料の提供に当たっては、画像データの写しを提供しているようである³⁹。

2. 海軍人事関係等資料の来歴

2.1 作成・管理者の変遷

海軍人事関係等資料について、その出所である作成・管理者の変遷をまとめると表2-1の通りである。

表2-1 海軍人事関係等資料の管理組織の変遷

年月日	西暦	中央官庁	地方復員官署	典拠：『官報』
～S20.11.30	—	海軍省 人事局	各鎮守府の海軍人事部 …横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ※舞鶴はS14.9.1に復活・再開庁	海軍省官制：M19.2.26勅令2→廃止； S20.11.30勅令680、海軍人事部条例； M42.11.27勅令325→海軍人事部令：S12.5.1 勅令154→廃止；S21.3.30第二復員省令3
S20.12.1～	1945	第二復員省 人事局	地方復員局 人事部 （第二復員官署→復員庁地方官署）	第二復員省官制：S20.11.30勅令680、第二復員官署官制：S20.11.30勅令681
S21.6.15～	1946	復員庁 第二復員局 人事部	…横須賀・呉・佐世保・舞鶴・大阪・大湊 ※大湊はS22.4.1に横須賀へ統合	復員庁官制：S21.6.14勅令315、S21.6.15内閣告示17、復員庁分課規程：S21.7.14官報集報欄に掲載
S22.10.15～	1947	総理庁（直属）第二復員局 人事部 ※復員庁の廃止		復員庁の部局に対する措置に関する件： S22.10.15政令215
S23.1.1～	1948	厚生省 復員局（外局）第二復員局残務処理部	地方復員残務処理部 人事業務課 （改称・厚生省所属機関）	第二復員局及び地方復員局に対する措置に関する件：S22.12.30政令325
S23.5.31～	1948	厚生省 引揚援護庁（外局）復員局 第二復員局残務処理部 復員業務課 ※復員局と引揚援護院が統合	地方復員残務処理部 復員業務課（引揚援護庁の地方支分部局）…横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ※大阪は呉に移管・廃止	引揚援護庁設置令：S23.5.29政令124、引揚援護庁の地方支分部局に関する件：S23.5.31引揚援護庁告示1
S29.4.1～	1954	厚生省 引揚援護局（内局）業務第二課	地方復員部 業務課（厚生省の地方支分部局） …横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ※舞鶴はS30.7.1に廃止、横須賀へ統合	厚生省組織令の一部改正：S29.3.31政令44、厚生省附属機関等組織規程の一部改正：S29.4.19厚生省令8
S34.11.16	1959		地方復員部の廃止 ※業務は厚生省引揚援護局と地方庁に移行	厚生省設置法の一部改正：S34.4.16法律139、厚生省組織令の一部改正：S34.11.16政令333、厚生省組織規程の一部改正：S34.11.16厚生省令32
S36.6.1～	1961	厚生省 援護局（内局）業務第二課		厚生省設置法の一部改正：S36.6.1法律102
H4.7.1～	1992	厚生省 社会・援護局（内局）業務第二課 ※社会局と援護局が統合 ※H12.4.1業務課に改組：H12.3.29政令106		厚生省組織令の一部改正：H4.6.24政令211
H13.1.6～	2001	厚生労働省 社会・援護局 業務課 ※H27.4.1援護・業務課に改組：H27.3.31政令126		厚生労働省設置法：H11.7.16法律97号、厚生労働省組織令：H12.6.7政令252

参考文献：『海軍制度沿革 巻2』・『同 巻3』（海軍大臣官房、1939年）／『引揚援護の記録』（引揚援護庁、1950年）144～151頁／『続々・引揚援護の記録』（厚生省、1963年）301～302頁／『呉鎮守府復員沿革史』（呉地方復員部、1959年）82～83頁

各種資料は、上記の組織歴から、士官の分は中央官庁（海軍省→第二復員省→復員庁→総理庁→厚生省）で一貫して作成・管理され、下士官・兵の分は地方官署（鎮守府→地方復員局→地方復員残務処理部→地方復員部）で作成された後、その廃止以降は中央へ移管されて士官分と合わせて管理されたと推定される。

これら二系統の管理組織の変遷については、三つの時期に区分して説明することができる（所掌事務の変遷は、画期となるものを表2-2にまとめたので適宜参照されたい）。

第1は、1945年までの海軍省・鎮守府の時期である。詳細は次節で述べるが、旧海軍の人事関係資料は、士官以上とそれ未満で作成方法が異なっていた。すなわち、士官は東京の海軍省人事局で作成・管理され、特務士官以下の下士官・兵は横須賀・呉・佐世保・舞鶴の各鎮守府に置かれた海軍人事部で作成・管理された。

第2は、1945～1959年の第二復員省～復員庁～引揚援護庁～引揚援護局の時期である。海軍が解体された当初の第二復員省～復員庁の時期は、中央・地方ともに海軍省・鎮守府の業務や規則類を踏襲する形で、復員業務や残務処理へ対処していたようである⁴⁰。だが、1948年の引揚援護庁・地方復員残務処理部の設置以降は、所掌事務が明確となった。引揚援護庁復員局第二復員残務処理部復員業務課の所掌事務には、「旧海軍関係の人事資料に関する事務を行うこと」が明記され、これは引揚援護局業務第二課に引き継がれ、現在の社会・援護局援護・業務課まで至っている。地方復員残務処理部の所掌事務には、資料の管理を行うことは明記されていないものの、「旧海軍特務士官以下の復員事務を行うこと」等の業務の中で管理・活用されたと思われる。

第3は、1959年以降の援護局～社会・援護局の時期である。1959年11月16日に地方復員部が廃止されたことによって、地方の資料は厚生省へ引き継がれ、以後はすべての資料が中央で一括して管理されるようになった。地方復員官署の廃止は、復員業務の漸次縮小によるものだが、定員の減少はその規模の推移をよく表している（表2-3）。援護局～社会・援護局では、旧陸軍関係は業務第一課、旧海軍関係は業務第二課が担う体制が長らく続いたが、2000年に両者が統合されて業務課となった。その翌年に、省庁再編で厚生労働省が発足した後、2015年に援護・業務課に改組されて現在に至っている。

表2-2 海軍人事関係等資料の管理組織の所掌事務

年月日	西暦	部局課の名称	所掌事務（中央官庁） ※下線作成者	典拠：『官報』
S23. 5. 31	1948	厚生省 引揚援護庁 復員局 第二復員局残務処理部 復員業務課	第二十七條 復員業務課においては、左の事務を掌る。 一 復員業務一般に関する事務を行うこと 二 復員未処理者の処理並びに状況不明者及び死亡者の調査整理に関する事務を行うこと 三 死亡者の取扱並びに傷病者に対する手当等に必要な証明事務を行うこと <u>四 旧海軍関係の人事資料に関する事務を行うこと</u> 五 復員関係の相談に対する回答及び応接を行うこと	引揚援護庁分課規程：S23. 5. 31引揚援護庁訓令2
S29. 4. 1	1954	厚生省 引揚援護局 業務第二課	第六十八条 業務第二課においては、旧海軍に関する左の事務をつかさどる。 一 復員業務に関すること。 二 復員相談に関すること。 三 復員に関する調査に関すること。 四 未帰還調査部の業務の指導監督に関すること。 <u>五 人事資料に関すること。</u> 六 恩給請求書（公務扶助料の請求書を除く。）の進達に関すること。	厚生省組織令の一部改正：S29. 3. 31政令44
年月日	西暦	官署の名称	所掌事務（地方復員官署） ※下線作成者	典拠：『官報』
S21. 6. 15	1946	地方復員局	〔地方復員局の分掌事項〕 一、復員の実施に係る事項 二、引揚者の輸送及び帰海の実施並びに所要物件の補給に係る事項 三、現地軍との連絡に係る事項 <u>四、海軍の廃止関係の残務処理に係る事項</u>	S21. 6. 15内閣告示17
S23. 5. 31	1948	地方復員残務処理部	第三條 地方復員残務処理部においては、旧海軍の復員及びこれに関連する事項に関し、左の事務を掌る。 一 <u>旧海軍特務士官以下の復員事務を行うこと</u> 二 状況不明者の調査に関する事務を行うこと 三 未復員者給与法に基づく給与を行うこと 四 連合国軍の要求に基づく諸調査事務を行うこと 五 <u>廃止海軍部隊及び官庁の残務整理に関する事務を行うこと</u>	引揚援護庁の地方支分部局に関する件：S23. 5. 31引揚援護庁告示1
S27. 5. 1	1952	地方復員残務処理部	第三條 地方復員残務処理部においては、旧海軍の復員及びこれに関連する事項並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査のうち旧海軍に関するものに関し、左の事務を掌る。 一 <u>旧海軍特務士官以下の復員事務を行うこと</u> 二 状況不明者の調査に関する事務を行うこと 三 都道府県における復員事務の調整に関する事務を行うこと 四 未復員者給与法に基づく給与を行うこと 五 <u>廃止海軍部隊及び官庁の残務整理に関する事務を行うこと</u> 六 <u>戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の身分及び死亡者の死亡原因の調査に関する事務を行うこと</u>	引揚援護庁の地方支分部局に関する件の一部改正：S27. 5. 15引揚援護庁告示2

表 2-3 地方復員官署の定員の変遷

年月日	西暦	地方復員官署の名称	定員	典拠：『官報』
S24. 6. 1	1949	地方復員残務処理部	594	引揚援護庁職員定数規程： S24. 8. 6厚生省令31
S25. 4. 1	1950		427	同上：S25. 6. 20厚生省令30
S26. 4. 1	1951		394	同上：S26. 4. 24厚生省令17
S27. 1. 1	1952		315	同上：S26. 12. 27厚生省令50
S29. 4. 1	1954	地方復員部	315	厚生省職員定数規程の一部改正： S29. 6. 30厚生省令31
S29. 6. 17	1954		307	同上：S29. 7. 1厚生省令33
S30. 7. 1	1955		145	同上：S30. 7. 12厚生省令9
S31. 5. 15	1956		69	同上：S31. 4. 9厚生省令11
S32. 5. 15	1957		51	同上：S32. 4. 20厚生省令7
S33. 5. 16	1958		26	同上：S33. 6. 10厚生省令14

※いずれも各部（横須賀・呉・佐世保・舞鶴）を通じての定数

2. 2 海軍における記録の生成 —履歴書を中心に—

ここからは、海軍人事関係等資料について、これらの資料が生成された時点以来の業務上の利用の在り方、つまり記録のコンテクストを明らかにしていきたい。

本節では、特に人事管理の基礎資料となった履歴書を中心に、記録の生成過程を検討してみたい。これは現在、[海軍戦没者履歴表]と[海軍軍人履歴原表]の2つの資料群となって国立公文書館に移管・公開されている。履歴書は海軍に入ると同時に軍人一人ずつ作成され、軍歴等が逐次書き足されて最新の情報に更新されるようになっていたが、そうした運用は戦後の援護業務の中でも継続し、恩給等の裁定経過や識別番号等が追記されていた。例えば、軍歴証明の写しを交付した追記は平成期のものも見られる。つまり履歴書は、数十年にわたって情報が蓄積され続けた資料であるため、その生成過程を紐解いていくことは、この記録を理解する上で欠かせない作業となる。

海軍の人事資料は基本的に、士官は東京の海軍省人事局で作成・管理され、特務士官以下の下士官・兵は各鎮守府に置かれた海軍人事部で作成・管理された。履歴書も、士官と下士官・兵で、それぞれ別の規程があり、様式や取扱が大きく異なったが、まずは海軍軍人の人員の大部分を占めた下士官・兵から確認していく。

各鎮守府で人事業務を担った海軍人事部の処務規程では、第1条で「特務士官、准士官、下士官及兵ノ服役、任用、進級、増俸、履歴書、考課表及身上ニ関スルコト」を所掌事務に定めていた。また、第10条で、海軍人事部長が「現役特務士官、准士官及判任文官ノ履歴簿」、「現役下士官、兵履歴原表」、「現役下士官、兵総員名簿」などの簿冊を整備すべきこと、このうち下士官・兵の履歴原表については所定の様式（図 2-4）を用いて兵種別の入籍番号順に整え、各名簿は兵種別の官職順に列記し、いずれも「増減異動アル毎ニ加除訂正シ索引ニ便ナラシム」べきことが定められた⁴¹。

図 2-4 の履歴原表は、1918 年の処務規程改正で従来の「履歴簿」に代わって導入されたもので、同年 12 月 1 日入団の徴兵から使用が開始された⁴²。国立公文書館の所蔵する下士官・兵の履歴書は、一部の例外を除きこの様式が用いられている。

なお当時は、この履歴原表とは別に、その副本の役割を果たした「海軍下士官兵履歴表」も作られていた。この「履歴表」について定めた「海軍下士官兵履歴表並考課調査表取扱及記註心得」では、「下士官兵初メテ入団又ハ入隊シタルトキ」に、履歴表と考課調査表を作成し、「本人所属ノ分隊長」が保管するとされた。分隊長は「履歴表ノ正確ヲ期スル為時機アル毎ニ人事部ノ履歴原表ニツキ照合補正ヲ行フヘシ」と定められ、履歴原表と履歴表の記載が一致するようになっていた⁴³。前述のように履歴原表は「増減異動アル毎ニ加除訂正」することとなっていたため、常に最新の情報

下士官兵履歴原表										〔註〕 * 印ハ記註ヲ示ス															
入番 新號	横 志 筆 第 *1 3 0 號			兵 種	*筆 記 *兵 本 (欄ニ線ヲ上記ノ上ニ引ク)		所 管	横 須 賀 鎮 守 府																	
氏 名	*山 田 太 郎 ヤマ タロウ			入籍 時	學力	*高 卒		服役 年 期	*3.12.1 (入籍時)*四ヶ年 *6.12.1 *下士六ヶ年																
本籍地	*神奈川縣横須賀市中里五番地士族			相 貌	特 徴	*前頭部ニ三日月 形ノ禿アリ																			
寄留地				特 技 章	*筆記識字何人中ノ何番		離 現 役 時 被 服 寸 法																		
							帽	服	靴																
家 族	<table border="1"> <tr> <td>父</td> <td>*太兵衛 安政 2. 6. 2 姉</td> <td>*あ き 明治30. 5. 6</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>*よ し 明治元 12. 1 妹</td> <td>*き よ 40. 1. 2</td> </tr> <tr> <td>兄</td> <td>*太 助 17. 5. 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妻</td> <td>*梅 子 27. 5. 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>弟</td> <td>*次 郎 28. 11. 2</td> <td></td> </tr> </table>										父	*太兵衛 安政 2. 6. 2 姉	*あ き 明治30. 5. 6	母	*よ し 明治元 12. 1 妹	*き よ 40. 1. 2	兄	*太 助 17. 5. 5		妻	*梅 子 27. 5. 1		弟	*次 郎 28. 11. 2	
父	*太兵衛 安政 2. 6. 2 姉	*あ き 明治30. 5. 6																							
母	*よ し 明治元 12. 1 妹	*き よ 40. 1. 2																							
兄	*太 助 17. 5. 5																								
妻	*梅 子 27. 5. 1																								
弟	*次 郎 28. 11. 2																								
年 月 日	所 轄	記 事							従年算 軍加數																
*大正 3	*12. 1	*横 須 賀 海 兵 團	*入團海軍五等水兵ヲ命ス																						
			*三等行狀ヲ命ス																						
*4	*3. 15		*海軍四等水兵ヲ命ス																						
		鞍 馬																							
	*11. 1		*海軍三等水兵ヲ命ス																						
	*11. 7		*大正三四年戰役ノ功ニヨリ金三十五圓授ケ賜フ																						
			*大正三四年從軍記章授與																						
	*12. 1		*二等行狀ニ陞級																						
			*大正四年度檢定射撃四・七吋砲員トシテ賞金二圓四十錢授與																						
*5	*2. 26		*吳海軍病院へ入院(第一種症) (左手母指負傷)																						
	*2. 28	*横 須 賀 海 兵 團																							
	*3. 15		*横須賀海軍病院へ轉院																						
	*3. 31		*退 院 歸 團																						
	*11. 1		*海軍二等水兵ヲ命ス																						
	*12. 1		*一等行狀ニ陞級																						
*6	*5. 3		*離職ノ科禁足三日ニ處ス(朱書)																						
			*二等行狀ニ降級																						
	*6. 11	*經 理 學 校	*(第五期丙種練習生)																						
			*海軍一等水兵ヲ命ス																						
	*12. 1		*一等行狀ニ復級																						
	*12. 10	*横 須 賀 海 兵 團	*卒 業																						
	*12. 11		*任海軍三等筆記																						
	*12. 13	*周 防																							
*7	*1. 6		*水中ニ溺レシタル者ヲ救助シタル應ニ依リ特別善行章一線授與																						

鎮守府各廳

海軍人事部

海軍人事部處務規程

一六〇

図 2-4 下士官兵履歴原表の様式 (『海軍制度沿革 卷 3』海軍大臣官房、1939 年、160 頁)

に更新される仕組みとなっていた。また、この規則には図 2-5 のように、記入すべき事項や記入に当たっての注意点も規定されており、これらは履歴原表も同様であったと想定されるため、資料を読み解く際の重要な手がかりとなる。

六、履歴表欄内ノ記註ハ年月ノ順序ヲ遂 ヒ現役編入、徵募徵集入団（隊）、所 属及所属内ノ乗艦変更、服役期間及停 年計算規則第五条第五号及第六条第六 号ノ規定ニ依ル服務ノ始終期、補欠員 ノ派遣勤務及臨時勤務、兵種変更（朱 書）、任用進級（朱書）、失官（朱 書）、増俸（朱書）、善行章ノ付与及 褫奪（朱書）、叙勲（勲記番号ヲ附記 ス）、叙位、善行表彰（事由摘記）、 受賞（戦技競技ヲ除ク、事ノ大小ヲ問 ハズ事由ヲ摘記ス）、記章、卒業、修 業（各種講習ヲ含ム）、艦船役務（艦 隊、在役及予備艦ノ区別ノミ）（朱 書）、恩給年加算ノ始終期、公務上ノ 傷痕疾病、入院、退院、帰省、逃亡、 勾留、処刑（事由刑名刑期（朱書））、 処罰（事由罰名罰期（朱書））、満期、 免役（事由附記）、帰休、退団死亡 （朱書）及婚姻許可等其ノ他身上ニ関 スル必要事項ヲ記註スルモノトス	九、履歴表並考課調査表ノ記註ハ楷書ニ テ明瞭ニ為スヘシ	十一、履歴表並考課調査表中家族ノ欄ニ ハ本人ノ戸籍中ニ在ル祖父母、父母、 妻子、兄弟、姉妹ヲ記入シ戸主ニハ別 ニ戸主ト添記スルモノトス
---	--------------------------------	--

図 2-5 海軍下士官履歴表並考課調査表取扱及記註心得・抜粋

（『海軍制度沿革 巻 5』 69～72 頁、1938 年 11 月 5 日海軍省達 156 号による改正後の規定）

なお、海軍全体としての定めは以上に見た通りであるが、実際に資料を見ると各鎮守府によって運用の仕方には少なからぬ相違点があることから、横須賀・呉・佐世保・舞鶴それぞれの海軍人事部でさらに詳細な内規等を定めていたことがうかがえる。

続いて士官の履歴書について確認する。業務を担ったのは海軍省人事局第一課であり、その所掌事務には、「士官、特務士官、候補生、准士官及文官」の「補充、服役、進級、任免、補職、増俸其ノ他人事ニ関スルコト」と「名簿及履歴簿ニ関スルコト」が定められていた⁴⁴。

士官の履歴書の取扱いについては、「海軍准士官以上履歴書及身上取扱規則」が定めていた⁴⁵。第 1 条では、履歴書の作成方法について、士官・准士官は正副 2 通を作成し、正本は士官の場合は海軍省人事局長、准士官の場合は在籍鎮守府の海軍人事部長が保管、副本は本人の所轄長（所属組織の長）が保管する。特務士官は正副 3 通を作成し、正本は海軍省人事局長が、副本は海軍人事部長と本人の所轄長が保管すると規定した⁴⁶。第 5 条では、履歴書の記入にあたっては「履歴書記入心得」（図 2-6）により所定の様式（図 2-7）を用いるとされ、履歴書にどのような事項がどのように記入されたのかが判明する。この士官の様式も、前述の下士官・兵と同様に 1918 年に改正されている。さらに、第 6 条では戸籍に異動を生じた場合は届け出るべきこと、第 7 条では所轄長が副本に記入・訂正を行った時には洩れなく海軍省人事局長または海軍人事部長に通報すべきことが既定され、記載事項が常に正確に更新されるような仕組みであったことが分かる。なお、第 18 条では予備役・後備役または退役・死亡した場合は、副本を最終的に本人または遺族に下付すると定めていたことから、国立公文書館が所蔵するものは正本であろう。

以上、履歴書の海軍時代の作成規定について確認した。それ以外の資料群については、詳しくは次章で個別に解説するが、基本的に海軍時代から随時作成され、復員・援護業務のなかで活用された人事関係等資料は、いずれも履歴書を基礎として作成された可能性が高いと考えられる。例えば、

〔海軍軍人軍属死没者原簿〕のうち、海軍人事部で行われた戦死認定の事務処理を綴った簿冊を見ると、そこに捺されたチェックリストの印から、海軍省等に宛てた進級や叙勲に関する報告、市町村宛ての遺族通知などと合わせて、履歴書への追記が定型業務として行われていたことが判る。

履歴書記入心得	
一	履歴書ニ記入スルニハ総テ楷書ヲ用ウヘシ
二	姓名ニハ片仮名ヲ附スヘシ
三	家族ハ同一戸籍内ニ在ル祖父母、父母妻子兄弟姉妹ヲ記スヘシ
四	奉職記事欄ニハ海軍出身以来ノモノヲ記シ又文官若ハ陸軍軍人ヨリ海軍武官ニ転シタル者ハ文官任用若ハ陸軍入籍以来ノモノヲ記スヘシ
五	奉職記事欄ニ記スヘキ事項概ネ左ノ如シ
	任官、補職、命課、待命、休職、停職、予備役、後備役、退役、増俸、官等陞叙、叙位、叙勲（戦役、事変若ハ事件ノ功又ハ定例ノ陞叙ニ非サルモノニシテ御沙汰書アルモノハ其ノ全文、御沙汰書ナキモノハ其事由ヲ略記スヘシ）、宮中ニ於ケル御府拝観（御府名ヲモ記スベシ）、賜杯（叙勲ノ例ニ同シ）、御物御菓子料糒糒幣帛ノ下賜、特別賞賜事項（海軍公報所載ノ辞令）、学位、授爵、記章、外国勲章記章佩用、代理（所轄長以上及所轄ヲ異ニスル場合ノ職務代理ニ限ル）、駐在員加俸、駐在員監督、委員、判士、外国出張帰朝（発着ノ日共）、從軍、大演習小演習臨時職員、特命検閲使同附、学生特修科目、特別任務ニ関スル事項、服役期間及停年計算規則第五条第五号及第六条第六号ノ規定ニ依ル服務ノ始終期、從軍中ノ重ナル事項、兵籍指定、卒業修業、官等改正「朱書」、官庁沿革「朱書」、艦船役務ノ変更「朱書」、滞在地変更「朱書」、傷痍疾病引入「朱書」（必ス傷病名ヲ記入シ公務ニ起因スルモノハ公務ト記シ又現認證書又ハ事実證明書及診断書ヲ提出スルモノハ其ノ旨記入スヘシ）、私事旅行「朱書」、族籍変更「朱書」、改姓名「朱書」、收禁並放免「朱書」、刑罰「朱書」、懲罰「朱書」、死亡「朱書」等
六	任免補職ノ月日ハ辞令発布ノ日ヲ記スヘシ
七	辞令ハ其ノ全文ヲ記スヘシ
八	艦船ニ補職ノ辞令ヲ記シタルトキハ其ノ艦船役務ヲ朱書スヘシ
九	海上勤務ノ者ニシテ辞令ニ艦艇名ヲ記ササルモノ（例ハ艦隊司令官、艇隊附等ノ如シ）ハ乗艦艇ノ名及年月日ヲ記スヘシ乗艦艇ヲ変更シタルトキ亦同シ
一〇	恩給加（除）算事由欄ニハ恩給年加算（叙勲年加算ニ関スル事項ニハ特ニ其ノ記事ニ（一）ヲ附ス）、除算「朱書」ニ関スル事項ヲ記スヘシ

図 2-6 履歴書記入心得

（『海軍制度沿革 巻 5』 8～16 頁、1937 年 11 月 16 日海軍省達 167 号による改正後の規定）

2. 3 復員・援護業務のなかでの活用

戦後、海軍省人事局及び各鎮守府の海軍人事部では、戦中以来の戦死認定等の業務は継続しつつ、復員に関する事務処理が開始されたが、その中で人事関係等資料は追記・更新され、また新たに作成されたものもあった⁴⁷。これら復員業務は、1945 年 11 月末に海軍が解体した当初は後継の官庁・官署へ、人員・規則ともにほぼそのまま引き継がれたが、組織の改編や復員の進展に伴う業務内容の変化に伴って、その在り方は変容した。そこで以下、戦後の業務の在り方の変化と、その中で海軍人事関係等資料の活用のされ方を、厚生省の援護部局が編纂した年史を中心に、確認してみたい。

戦争末期には、戦場との通信途絶、輸送船の撃沈などにより、軍人軍属の身上異動についての通報・報告は困難となり、さらに戦後の混乱も加わって、人事資料の補完作業は滞った。海軍の復員過程においては、外地部隊の復員に伴う各部隊の人事関係者の情報と、その後の未帰還者の調査事業によって、次第に情報の補完がなされていった⁴⁸。

外地からの復員は 1947 年末までに大部分が完了しているが、その際の情報提供については、呉の場合、「外地との人事通信は殆んど途絶状態となる地域も生じ、所轄長の死没報告も期待できないことゝなったので、終戦後の引揚者によって齎らされる情報報告を期待したが、記録書類の持込携行を禁ぜられ、且つ部隊員の集合協議さえもできなかったもので、内地帰着後部隊幹部、人事担当者と

拔規則

『海軍制度沿革 巻5』10頁、1918年5月3日海軍省達65号で改正した際の様式)

こうして次第に現況不明者の範囲が明らかになると、旧海軍全体の未復員者調査が実施されるようになる。すなわち、1946年8月1日現在の「八・一調査」、1948年2月1日現在の「二・一調査」、1949年3月1日現在の「三・一調査」と3度にわたって、留守家族等から未復員者の届出や資料の提供を受ける全国調査が行われた⁵¹。この「三・一調査」の後、呉では「この届書記載者と家族申出事項及び履歴原表に基いて「未帰還者調査用カード」を作成して台帳とし、別に一部を連合軍司令部へ提出した」という⁵²。その後も、1954年4月に厚生省に未帰還調査部が設置されて調査業務の統合が図られるまでに、計6度の総合調査が実施された。1977年刊行の年史では、これらの未復員者の調査事業に関連して、「一般の戸籍に相当する人事書類」である海軍軍人の「履歴原表」と海軍軍属の「在籍者名簿」の補完が進み、これらが「遺族援護、恩給、各種年金、各種証明等の履歴書認証原簿として今日に至るまで活用されている」ことを記述している⁵³。

ここで、地方復員官署が保管していた資料について、佐世保地方復員部が 1956 年 10 月 14 日に行った恩給局次長への説明資料から把握しておきたい。まず履歴原表は、41 万 9975 枚を保管し、うち 40 万 8422 枚の履歴事項は完備、履歴原表のないものが 4953 名分あった。次に、それ以外の関係資料として、「入籍原簿」93 冊（現在の資料群では「軍人本籍地名簿（海軍）」・「軍人入籍番号簿」・

〔軍人索引簿〕と推定)、「解員通知」48冊(〔各地上陸者名簿(海軍)〕と推定)、「功績カード」約40万枚(〔軍人軍属功績調査票(海軍)〕>紙)と推定)、「位勲カード」約15万枚(〔軍人叙位叙勲履歴表(海軍)〕と推定)があった⁵⁴。

資料の活用において、とりわけ大きな契機となったのは、1952年4月の戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号、以下「遺族等援護法」)の制定である。軍人恩給制度は敗戦に伴い停止されていたが、これによって軍人軍属の公務上の負傷・疾病又は死亡に対して、障害年金・遺族年金の支給、弔慰金の支給などが行われることになった。さらに翌1953年8月には、軍人恩給が復活(恩給法の一部を改正する法律、昭和28年法律第155号)し、公務扶助料の支給などが開始された⁵⁵。この2法はその後、毎年のように改正が繰り返され、援護対象者、支給事由、遺族の範囲や在職年の算入基準が拡大され、また支給金額の増額が行われていった。またそれ以外にも、1963年3月に戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)が、同年8月に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)が、1965年5月に戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)が、1966年7月に戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)が、1967年7月に戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)がそれぞれ制定され、金銭の支給による援護が行われた⁵⁶。

恩給の裁定は恩給法を所管する総理府恩給局(当時)が担っていたが、軍人恩給については本人退職(死亡)当時の本籍または遺族居住の都道府県及び厚生大臣を経由することになっていた⁵⁷。そのため、旧軍の人事関係等資料を保管する厚生省の援護部局・復員官署が恩給進達業務を担い、「添付書類の点検や恩給裁定に影響を及ぼす履歴や内容の審査及び在職年の計算等を行い、恩給金額計算書を作成して裁定庁に進達」していった。これにより、膨大な量の軍歴証明事務が発生した。また度重なる法改正によって支給対象者が拡大する都度、新たな軍歴証明書の発行が要請されていた。1958年改正までを含めると、軍人恩給の予想対象件数は約297万件と見込まれた⁵⁸。

海軍関係については前節でみた履歴書を基礎とした処理が行われたが、記載が不完全なものについては他の資料での補完、資料の収集、関係者への照会等の調査、各種人事関係規定に照らした審査など、履歴の確定作業が実施された。当時(1962年)、これらの業務を担った恩給官僚によれば、陸軍の兵籍に対して海軍における履歴原表は、「終始、鎮守府の人事部に保管され、移動しない仕組であったから、現在も殆ど完全に残って」おり、「横志水第〇〇号(横須賀鎮守府、志願兵、水兵、〇〇番の意味)」・「呉徴機第〇〇号(呉鎮守府、徴兵、機関兵、〇〇番の意味)」等の入籍番号によって整理されていた。また、「原表の索引カードは、佐志飛、舞徴整等のグループ毎に、都市別又は五十音順に作られて」いるため、「少くとも鎮守府別、志願兵、徴兵の別、兵種(水兵、飛行兵、整備兵、機関兵、工作兵、軍楽兵、衛生兵、主計兵、技術兵)別」が明らかになれば、特定可能であった⁵⁹。

さらに、1963年7月12日に「生存者叙勲の開始について」が閣議決定され、敗戦後に停止していた生存者叙勲が再開されると、1964年1月7日「戦没者の叙位及び叙勲について」の閣議決定によって、戦没者に対する叙位叙勲も再開されることになった。これらも、厚生省からの進達に基づき、叙勲は総理府賞勲局、叙位は内閣総理大臣官房人事課(いずれも当時)において審査を行った上、閣議を経て発令されていた。戦没者叙勲の対象者は当初見込で約212万人であった⁶⁰。

なお1959年11月16日、横須賀・呉・佐世保の各地方復員部が廃止(舞鶴は1955年7月に横須賀へ統合)されたことにより、海軍人事関係等資料は各地から東京の厚生省引揚援護局業務第二課

に移管され、軍歴証明事務もここに一本化された。軍歴証明は以上の他にも、各種共済組合法や厚生年金保険法等による年金請求、旧陸海軍諸学校卒業者等の大学等への進学・転入や各種資格試験の受験においても必要とされた⁶¹。

もう一つ、関連する業務として、靖国神社への合祀協力事務があった。海軍が解体し、政教分離が原則となった日本国憲法の施行後も、復員官署及び府県による靖国神社の合祀事務は継続した。具体的には、靖国神社保管の合祀連名簿等の照合や、合祀未済者の調査を行ったほか、「各個祭神名票を作成し各府県別の連名簿を添えて引揚援護局で取纏め神社側に送致処理する」事務手続きを担った⁶²。こうした厚生省の合祀協力事務は、講和独立後にはより拡大し、遺族等援護法や恩給法での公務死裁定が靖国神社への合祀要件となっていた⁶³。

旧陸海軍の残務処理においても、人事関係等資料は活用されたと思われる。例えば、軍の機密保持等の理由から死亡場所の細部を明らかにせず死亡告知を行っていた遺族に対して、調査のうえ通知する死亡公報補完業務がある。海軍関係については1942年2月3日から1947年4月30日までの間に死亡公報された約24万1千件を対象に、1970年度から実施された。また、軍人軍属が戦地・事変地で預け入れた軍事郵便貯金の払戻しが放置されていたことから、1966年に郵政省からの依頼に基づいて預金者・遺族の住所・本籍等の調査が開始され、1976年までに約22万名について回答が行われた⁶⁴。

さらに、1990年代に入ると朝鮮・台湾出身者に関する業務が生じた。朝鮮については、1990年5月の日韓外相会談において大戦中に朝鮮半島から徴用された者の名簿の提供を求められ、同年8月に朝鮮半島出身旧軍人軍属の名簿の提供が要請された。前者については労働省で名簿が作成されたが、後者については厚生省で人事関係等資料の調査確認とコピー等の作業が行われ、1993年10月に韓国政府に引き渡された。引き渡された資料のうち海軍関係は、軍人履歴原表と軍属身上調査表であり、16ミリマイクロフィルムで26巻であった。台湾については、終戦時に日本軍に所属していた台湾出身旧軍人軍属の給与等が未支給であったことの解決を図るもので、1995年から支払いが開始された⁶⁵。

以上、概観してきたように、海軍人事関係等資料は戦後も長期にわたって復員・援護業務のなかで活用されてきた。とくに膨大な恩給・年金に係る事務は、受給者数の減少に伴って漸減していったが、現在もなお継続されている。また、1.2で検討した資料の電子化事業は、本節でみた様々な事務処理での活用によって資料の劣化が進んだこと、またそれらの事務に活用すべきことから、実施されるに至ったことも指摘できよう。

3. 海軍人事関係等資料の検索手段

3. 1 資料の構造と各資料群の留意点

海軍人事関係等資料の構造は表3-1のように示すことができる。表1-2で示したように、「戦没者等援護関係資料」の旧海軍関係には、現在のところ計28の資料群があるが、海軍時代から戦後の援護部局・復員官署まで、各個人を単位とした情報が蓄積されたものは、この18の資料群と判断した⁶⁶。これらを便宜上、①履歴書、②軍属名簿、③死没者記録、個別の業務に応じた④調査票類、⑤索引名簿のほか、⑥その他の名簿・カードの6つに分類した。

年代と作成主体を見ると、まず旧海軍時代に作成され蓄積されたものは、昭和20年以前の年代、または一律で「昭和21年」となっている。「昭和21年」については、1945年11月末の海軍解体に

よって一応文書の完結を見たという判断に依るものであろう。その他の昭和21年以降のものは、復員・援護業務の中で作成されたことを示す（〔海軍死没者功績明細書〕については後述）。

また形態に注目すると、カードと簿冊の2つに大別でき、これによっても各資料群の性格を確認することができる。カード形式は、各個人に関する情報が特定の様式のカードに記載されたものの束である。そうしたカードや短冊を綴って簿冊の形態になっているものもある。簿冊形式には、各個人を何らかの配列によって一覧にした名簿か、一件ごとの事務処理を順々に綴ったものがある。

以下、表3-1に記載しきれなかった留意事項について、資料群ごとに説明を加えたい（⑥その他の名簿・カードについては、紙幅の都合もあり、比較的少数で対象も限られるため省略する）。

なお、各資料群とも、DA目録情報では概ね簿冊タイトルに特定に必要な情報が記されているが、長文で直感的に把握しづらく、中には表記揺れや一部情報不足があるため、検索も困難という難点がある。そのため、必要に応じて資料群単位の【別添一覧表】を用意した⁶⁷。これにより、各資料群の全容を把握すること、簿冊を特定する際に必要な情報の要素を理解すること、延いては特定すべき簿冊の見当をつけることが可能になると期待される。以下、【別添一覧表】がある資料群は、見出しに【別添○】と明記する。

①履歴書：〔海軍戦没者履歴表〕【別添1】、〔海軍軍人履歴原表〕【別添2】

いずれも、B5判ほどのカードの束が中性紙箱に収められており、1箱につき1つの請求番号が振られている。士官と下士官・兵で異なる様式が用いられる点など、作成に関する規則は2.1で見た通りである。戦没者の分が〔海軍戦没者履歴表〕に、それ以外の復員者等が〔海軍軍人履歴原表〕に含まれる⁶⁸。前者は都道府県別の五十音順（例外あり）に、後者は兵種別の入籍番号順に配列されている⁶⁹。作成時以来の秩序・配列は、他の旧海軍作成のカード形式の資料群と同様に、入籍番号順であったと考えられる⁷⁰。だが、遺族等援護法や軍人恩給の復活に伴う恩給等の裁定事務が都道府県からの申立てを経て行われたため、戦後のいずれかのタイミングで裁定済の履歴書を、都道府県別に抽出し整理したものと推測される。

〔海軍戦没者履歴表〕の各県別の詳細は表3-2の通りである。基本的には軍人・軍属別の五十音順だが、山形・東京・山梨・岐阜が軍人軍属混合、三重・広島が本籍の郡市別、奈良が「未上申」・「内報済」の別、沖縄が入籍番号順となっている。また、五十音順の配列は厳密ではなく、概ね氏名頭文字の漢字の順であり、氏名の読みの順ではない⁷¹。

各カードには、各県ごとの通し番号である県別番号が5桁のナンバリングスタンプで上部に捺されており、“あかさたな”の各行ごとの通し番号が下端に鉛筆で記入されている。この県別番号によって、各県ごとの人数を知ることができ、また追加分（平29厚労05774）を除く総数、つまり海軍軍人軍属の戦没者が約42万8千人であることが判る⁷²。表3-2にあるように1箱の平均人数は約300～600まで差があるが、特に横須賀で作成された分で少ないのは、履歴原表のほかに恩給裁定処理に使用された「公務扶助料処理票」、「遺族年金弔慰金請求書処理票」、「死没者調査票」の3枚が添付されているためである。このように、各所管で資料に少なからぬ差異・特徴がみられる。恩給裁定について言えば、呉の場合は裏面等に死没状況・公務扶助料・遺族年金弔慰金の処理スタンプが捺されて裁定年月日・裁定番号等の追記がある⁷³。また、佐世保のカードは事務処理上の追記を見越してか、右に2cmほど余白がありやや大きいのが特徴である。なお、各県のうちにどこの所管のものが含まれるかは、海軍志願兵徴募区によって概ね把握できるが（表3-2の「所管」欄を参照）、管

表 3-2 「海軍戦没者履歴表」の県別一覧

県名	請求番号 始～終	所管(S2) ※註1	所管(S14) ※註1	県別番号数 (人数)	箱数 ※註2	人数／箱 (1箱平均人数)	特徴・備考	決定 ※註3	要審査	決定率
北海道	平29厚労04851～04890	横須賀	横須賀	12,612	39.5	319.3		6	33.5	15.2%
青森	平29厚労04890～04906	横須賀	横須賀	5,036	16.0	314.8		0	16.0	0.0%
岩手	平29厚労04906～04927	横須賀	横須賀	6,292	21.0	299.6		3	18.0	14.3%
宮城	平29厚労04927～04951	横須賀	横須賀	8,307	24.0	346.1		5	19.0	20.8%
秋田	平29厚労04951～04967	横須賀	横須賀	5,593	16.5	339.0		1	15.5	6.1%
山形	平29厚労04968～04981	横須賀	舞鶴	7,224	14.0	516.0	軍人軍属混合	0	14.0	0.0%
福島	平29厚労04982～05015	横須賀	横須賀	9,803	33.5	292.6		2	31.5	6.0%
茨城	平29厚労05015～05052	横須賀	横須賀	11,224	37.0	303.4		4	33.0	10.8%
栃木	平29厚労05052～05073	横須賀	横須賀	6,762	21.0	322.0		0	21.0	0.0%
群馬	平29厚労05073～05092	横須賀	横須賀	6,512	19.5	333.9		2	17.5	10.3%
埼玉	平29厚労05093～05120	横須賀	横須賀	8,524	28.0	304.4		4	24.0	14.3%
千葉	平29厚労05121～05149	横須賀	横須賀	10,499	28.5	368.4		4	24.5	14.0%
東京	平29厚労05149～05195	横須賀	横須賀	18,503	46.5	397.9	軍人軍属混合	3	43.5	6.5%
神奈川	平29厚労05196～05217	横須賀	横須賀	8,424	22.0	382.9	鎮守府所在(横須賀)	4	18.0	18.2%
新潟	平29厚労05218～05241	横須賀	舞鶴	14,194	23.5	604.0		5	18.5	21.3%
富山	平29厚労05241～05251	呉	舞鶴	5,733	10.5	546.0		0	10.5	0.0%
石川	平29厚労05252～05263	呉	舞鶴	6,901	11.5	600.1		0	11.5	0.0%
福井	平29厚労05263～05270	呉	舞鶴	4,217	7.0	602.4	鎮守府所在(舞鶴)	0	7.0	0.0%
山梨	平29厚労05270～05281	横須賀	横須賀	3,875	11.0	352.3	軍人軍属混合	1	10.0	9.1%
長野	平29厚労05281～05309	横須賀	横須賀	10,550	28.5	370.2		1	27.5	3.5%
岐阜	平29厚労05310～05325	呉	呉	7,967	16.0	497.9	軍人軍属混合	7	9.0	43.8%
静岡	平29厚労05326～05354	横須賀	横須賀	10,686	28.5	374.9		8	20.5	28.1%
愛知	平29厚労05354～05387	呉	呉	16,359	33.0	495.7		13	20.0	39.4%
三重	平29厚労05387～05403	呉	呉	8,838	16.5	535.6	本籍の郡市別・氏名順	4	12.5	24.2%
滋賀	平29厚労05404～05413	呉	舞鶴	5,357	9.5	563.9		1	8.5	10.5%
京都	平29厚労05413～05427	呉	舞鶴	7,417	14.0	529.8		0	14.0	0.0%
大阪	平29厚労05427～05452	呉	呉	13,602	25.0	544.1		0	25.0	0.0%
兵庫	平29厚労05452～05480	呉	呉	15,523	28.5	544.7		5	23.5	17.5%
奈良	平29厚労05481～05486	呉	呉	3,727	6.0	621.2	未上申・内報済の別	0	6.0	0.0%
和歌山	平29厚労05487～05499	呉	呉	6,905	13.0	531.2		7	6.0	53.8%
鳥取	平29厚労05500～05506	呉	呉	3,672	6.5	564.9		3	3.5	46.2%
島根	平29厚労05506～05517	呉	呉	5,901	11.0	536.5		4	7.0	36.4%
岡山	平29厚労05517～05536	呉	呉	9,739	19.0	512.6		10	9.5	50.0%
広島	平29厚労05536～05563	呉	呉	15,643	27.5	568.8	鎮守府所在(呉) 本籍の郡市別・町村順	24	4.0	85.5%
山口	平29厚労05564～05582	呉	呉	11,077	18.5	598.8		14	4.5	75.7%
徳島	平29厚労05582～05592	佐世保	佐世保*	6,502	10.0	650.2		6	4.5	55.0%
香川	平29厚労05592～05605	佐世保	佐世保*	7,520	13.0	578.5		3	10.0	23.1%
愛媛	平29厚労05605～05620	佐世保	佐世保*	10,347	15.0	689.8	軍人軍属混合	7	8.5	43.3%
高知	平29厚労05620～05631	佐世保	佐世保*	6,621	11.0	601.9		8	3.0	72.7%
福岡	平29厚労05631～05658	佐世保	佐世保	17,392	27.5	632.4		12	15.5	43.6%
佐賀	平29厚労05659～05671	佐世保	佐世保	7,364	12.5	589.1		10	2.5	80.0%
長崎	平29厚労05671～05690	佐世保	佐世保	10,911	19.0	574.3	鎮守府所在(佐世保)	9	10.0	47.4%
熊本	平29厚労05690～05709	佐世保	佐世保	11,924	19.0	627.6		12	7.5	60.5%
大分	平29厚労05709～05723	佐世保	佐世保	7,917	14.0	565.5		8	6.0	57.1%
宮崎	平29厚労05723～05736	佐世保	佐世保	7,773	13.0	597.9		1	12.0	7.7%
鹿児島	平29厚労05736～05766	佐世保	佐世保	17,176	30.5	563.1		13	18.0	41.0%
沖縄	平29厚労05767～05773	佐世保	佐世保	2,855	7.0	407.9	入籍番号順	0	7.0	0.0%
(追加分)	平29厚労05774	—	—	(不明)	1.0	—		0	1	0.0%
総計	(総簿冊数：924)	—	—	427,500	924	463.2		144	810	15.1%

※註1：海軍志願兵徴募区を示した。「所管(S2)」は1927年12月1日施行の海軍志願兵令施行規則第32条（S2. 11. 30日省令21）、「所管(S14)」は1939年12月1日施行の改正（S14. 12. 2日省令36）による。「*」を付した四国4県は1945年7月18日施行の改正（S20. 7. 18日省令24）で呉所管となった。なお地方復興官署の管轄区域も、1948年5月の地方復興残務処理部設置以降は「所管(S14）」と一致している（S23. 5. 31引揚援護庁告示1）。

※註2：DA記載の目録情報より、都道府県ごとの簿冊数＝箱数の値。県の切れ目で1箱の内に2県を含むものは0.5ずつ振り分けた。なお「人数／箱」欄は、「県別番号数」欄の値を「箱数」欄の値で割ったもの。

※註3：DA記載の目録情報より、利用決定区分が「公開」または「部分公開」の値。数値は2024年12月2日現在。

外の鎮守府で作成された履歴原表が含まれることもある⁷⁴。

また、履歴原表そのものが無い場合でも、功績カード・恩給調査表・死没調査票等によって代用されたり、新たにカードが作成されたりして、漏れの無いようになっていることも〔海軍戦没者履歴表〕の特徴である。これは、恩給等の裁定事務のなかで軍歴の補完がされた際に施された処置と予想される。加えて、軍属分を含むことがある。軍属については、1949年頃に各復員残務処理部で新たに作成された様式が使われており、未復員者調査の一環で作成されたことが予想される。軍人とは異なり、詳細な履歴は記されていない。

一方で、〔海軍軍人履歴原表〕の特徴としては、各海軍人事部で管理された特務士官以下の下士官・兵の履歴書のみで構成され士官分や軍属分は含まないこと⁷⁵、「前死」という区分があり戦没者ではない平時死没者（戦争以外の事故死・病死・自殺など）の分がまとめられていることがある。なお本資料群は入籍番号順に配列されているが、途中で番号が飛び飛びになっている箇所があり、全体量の正確な把握は現時点では困難である⁷⁶。

両資料群とも1箱に約500人の詳細な個人に関する情報が記されているため、利用審査の作業にはとりわけ時間を要する。記載内容は図2-4・2-7の様式及び図2-5・2-6の記入規則から明らかであるが、戸籍の記載に従う家族欄には、離婚・内縁・庶子などのセンシティブな情報が記載されていることがある。また履歴事項として、傷痕・疾病や、処刑・刑罰、死因の情報も記入されるため、身体の障害、精神の障害、犯罪歴などの利用制限情報に該当することがある。

②軍属名簿：〔海軍軍属名簿〕

軍属は、軍人のような履歴書は逐一作られなかったため、本資料群に含まれる多様な資料が重要な手がかりとなる。もっとも、戦没者であれば〔海軍戦没者履歴表〕に個人カードがあり、⑥その他に分類した〔徴用船員カード（海軍）〕・〔帰還者カード（海軍）〕も、それぞれ特定の要件の軍属の個人カードである。

基本的には、工廠・部署等それぞれの所属組織名が名称に含まれており、探索の手がかりとなる。資料群名には「名簿」とあるが、一部には履歴の綴りや支払証憑なども含まれている。

③死没者記録：〔海軍死没者功績明細書〕、〔海軍軍人軍属死没者原簿〕【別添3】

どちらも、死没者に関する記録であり、事務処理の一件ごとに編綴された簿冊である。

〔海軍死没者功績明細書〕は、勲位の授与に関する申請・審査書である。年代は「昭和23年4月1日」とされているが、1942年から実施された太平洋戦争に関する行賞叙勲は、1947年に停止して1964年から再開しているため⁷⁷、年代の断絶があると思われる。おそらく事務処理を行った順に回次と上奏番号が振られているが、索引の用となる資料は見つけられていない。但し、この回次・番号については〔軍人軍属功績調査票（海軍）＞紙〕に、「御沙汰書番号」等として記載がある。

〔海軍軍人軍属死没者原簿〕は、死没者についての人事上の処理文書を綴ったものであり、概ね次の4種に分類できる。いずれも各所管によって名称・編綴・配列などは異なる。第1は、所属部隊からの死亡通知、海軍大臣宛ての電報、本籍地市町村宛ての遺族通知、特殊進級や特殊叙勲の報告、所在不明者死亡認定など、死没した際の一連の処理文書を綴っている。名称には表記揺れがあるが、主な名称は「死没者処理関係」・「戦没者報告綴」（横須賀）、「死没者状況調書」・「死没者傷病証明書」・「海軍軍属戦没者資料」（呉）、「戦死関係」（佐世保）、「戦没関係綴」（舞鶴）、「戦没者の件

報告」(中央)である。第2は戦没者の情報をまとめた名簿であり、「戦没原簿」(横須賀)、「下士官及兵戦没者名簿」(呉)などである。他の資料群「海軍戦没者履歴表」や「海軍戦没者調査票」に記載のある死没者原簿番号により、個人の特定が可能である。第3は死没者調査票であり、「士官死没者調査表」(中央)や「死没者調査票」(舞鶴)があり、一定の様式に記されている。舞鶴のものは「海軍戦没者履歴表」の横須賀の分に添付されている同名の資料と同類型のものである。第4は各種名簿類であり、このうち索引や五十音別のものは、本資料群のなかの他の資料を検索するツールとなっている。また、資料群分類の⑤索引名簿の代わりになる可能性もある。

④調査票類：「軍人軍属功績調査票(海軍)＞マイクロ」、「軍人軍属功績調査票(海軍)＞紙」【別添4】、「軍人叙位叙勲履歴表(海軍)」【別添5】、「海軍戦没者調査票」【別添6】

個別の業務に活用するために作成されたと思われる帳票のため、基本的には①履歴書より情報量は少ない(図3-3・3-4・3-5を参照)。

「軍人軍属功績調査票(海軍)＞紙」は、縦19.0×横13.4(cm)のカードの束である。うち大半の3155件が軍人功績調査表であり、軍属は横須賀分に限られる。「功績カード」とも略称され、履歴原表の簡易版とも位置付けられる。勲功等の行賞を整理・記載しており、簿冊の特定が困難な「海軍死没者功績明細書」の回次・上奏番号が記載されていることが特筆される。但し、呉の分は現存していない(もしくは未移管)。

一方、「軍人軍属功績調査票(海軍)＞マイクロ」は、厚生省援護局業務第二課が新たに作成したカード様式が用いられ、それをマイクロフィルム撮影したものであり、上記の紙資料とは内容が全く異なる。軍人軍属が五十音順に配列されており、昭和40～50年代に業務上の検索性に作成されたものと想定される。

「軍人叙位叙勲履歴表(海軍)」は、B5判のカードの束である。各人の履歴書から主要な履歴を抜粋して、叙位叙勲に当たっての在職年数の計算に用いたものと思われる。

「海軍戦没者調査票」は、縦25.0×横8.8(cm)の短冊形調査票に、表紙厚紙をつけて紐綴じしたもので、近世古文書の横帳に似た形態である。戦没地域別に五十音順で綴られているが、すべて同一の様式であることから、地方復員官署ではなく中央の援護部局において一括して作成されたと想定される。履歴原表以外の資料群にはない死没者原簿番号が記載されていることから、「海軍軍人軍属死没者原簿」の情報を基に作成された可能性も指摘できる。

⑤索引名簿：「軍人本籍地名簿(海軍)」【別添7】、「士官名簿(海軍)」、「軍人入籍番号簿」【別添8】、「軍人索引簿」【別添9】

「士官名簿(海軍)」以外は下士官・兵の索引簿であり、それぞれ本籍・入籍番号・氏名のいずれかの情報から、他の情報をたどることが可能である。鎮守府ごとに作成されているため、在籍鎮守府が分からない場合は4つの各所管分を全て見る必要がある。郡市別名簿・入籍番号簿・索引簿はいずれも、海軍時代に作成されたものであるが、全体的に昭和18(1943)年以降は記載が少ない傾向があり、戦時末期には情報の追加・更新が省略または停止していた可能性があり、完全なものとは言えない点に注意する必要がある。

横須賀と佐世保の分のみ、地方復員官署において未帰還者調査の過程で作られたと想定される都道府県別名簿があり、復員者等についての探索が可能である。

在籍	方面別	地区別(場所)	部隊別(所轄)	
原簿番号	整理番号			
身氏名	生年月日			
分		年	月	日
本籍				
道住	住所			
族	続氏名			
死年	歿日			
戦歿状況				
遺骨	伝達	髪	爪	骨
その他				
遺体処理状況				

図 3-4 「軍人叙位叙勲履歴表（海軍）」の様式例

[illegible]

3. 2 特定の個人の情報に到達するためのツール

以上の分析を踏まえれば、各資料群において特定の海軍軍人軍属の個人に関する情報へ到達するために必要な情報は、氏名のほかに、⑤海軍在籍当時の本籍、⑥入籍番号・所管鎮守府、⑦兵種・最終階級・最終所轄、⑧死没年月日・場所（戦没者か否か）の4つにまとめられる（表3-1の「特定に必要な情報」欄を参照）。

すると、図3-6のようなヒアリングシートで、利用者から既知の情報を聴取し、また簿冊特定のステップを例示することで、利用者が把握している情報に応じて、特定の個人の情報が記載されているそれぞれの資料群内の簿冊に到達することができるだろう。このヒアリングシートを表面に、表3-1を裏面にしたレファレンスツールを用意すれば、閲覧室での対応もスムーズに行えるだろう。

ここで、改めて表3-1を見る際のポイントを整理しておくと、以下の3点が挙げられる。第一に、「含まれる個人の属性」について、①軍人か軍属か、②士官か特務士官以下の下士官・兵か、③戦没者か否か、という三点で対象となる資料群が大別されること。これは、いつどこで作成されたか、という「作成主体」によっても規定されている。

第二に、「特定に必要な情報」としては、①氏名及び②海軍在籍当時の本籍のほか、③軍人の場合は階級・兵種ないし入籍番号、④軍属の場合は所属先が主なものであること。把握済の情報が限られる場合は、特定可能な資料群から利用していき、徐々に情報を増やしながら、芋づる式に別の資料群での特定も進めていくことを推奨する（各資料群で得られる情報は「主な記載情報」欄にまとめている）。

第三に、「配列・編綴」欄について、氏名の五十音順や入籍番号順のものが多いが、[海軍死没者功績明細書]の上奏番号順や、[海軍軍人軍属死没者原簿]の死没者原簿整理番号順など、その資料群独自の識別番号による並びになっている資料群もあること。それぞれの業務・管理上の理由から、各資料群で様々な識別番号が付与されたと考えられるため、一概には言えないが、検索の際にはそれらの番号を峻別していく必要がある。

もっとも、上記のようなポイントや前節で縷々解説したような各資料群の特徴について、すべてを一般の利用者に理解してもらうことは困難であろう。そのため、閲覧室で対応する専門職員がこの検索手段を読解・理解し、必要に応じたレファレンスを行うことが不可欠な要素となる。

なお、本論文はホームページ等で公開されることから、利用者は事前に必要な情報を準備することが可能になる。また、研究者等の歴史資料に熟知した利用者であれば、レファレンスを経ることなく求める情報が記載された簿冊を特定することも可能になるだろう。さらに、本稿で記述してきた資料群の来歴・内容・構造・機能に関する諸情報についても、その内容を整理してDA目録にシリーズ記述として掲載することも考えられる。

おわりに

本稿では、「戦没者等援護関係資料」のうち海軍人事関係等資料を対象として、利用者が求める海軍軍人軍属の個人の情報を含む簿冊の特定が困難であるという課題の解決を目指した。

まず第1章では、「戦没者等援護関係資料」の全体像を明らかにし、表1-2によって把握することが可能となった。また、未だ移管されていない資料群についても、保存期間表と行政文書ファイル管理簿から把握できることを示した。さらに、国立公文書館への移管の経緯について、厚生省における電子化の推進が一つのきっかけになっていたことを明らかにした。

次に第2章では、海軍人事関係等資料の作成・管理者の変遷を表2-1で示し、鎮守府以来の地方官署と、海軍省から厚生省に至る中央官庁の双方で、資料の生成・蓄積が行われて来たことを示した。続いて、海軍における記録の生成過程を、人事管理の基礎資料たる履歴書を中心に考察し、どのような様式・規則に基づいて作成されたかを明らかにした。さらに、戦後の復員・援護業務のなかで、これらの資料が様々な形で活用され、長年にわたって追記・更新がなされたことを確認した。

最後に第3章では、海軍人事関係等資料の全体構造を表3-1で示し、各資料群に含まれる個人の属性、編綴・配列の規則性、簿冊の特定に必要な情報、簿冊から得られる主な記載情報を一覧にまとめた。その上で、個別の各資料群に関する利用上の留意点を記述によって補完した。最終的に、利用者からの情報聴取と簿冊特定の順序を例示したヒアリングシート図3-6を示し、これと表3-1を組み合わせることで、利用者が把握している情報に応じて、各資料群の簿冊を特定する道筋を示した。

以上により、本稿では、国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料について、資料群（シリーズ）記述の充実とそれに基づくレファレンスツールの開発という2つのアプローチによって、一定程度、所期の検索手段を確保できたと考える⁷⁸。今後はこのような本稿のアプローチを、利用者のニーズ等により優先順位を考えながら、さまざまな資料群に対して実施していき、所蔵資料の検索手段を徐々に整備していく必要があるだろう。

なお、本稿における検索手段としての叙述は、対象資料群に固有の性格を踏まえ、その構造を分かりやすく伝えられるように努めた。特に、表を多用したことは、結果として、それぞれの表がレファレンスツールの役割を果たすことが期待できるのではないかと考える。例えば、レファレンスの際には、口頭のみで説明するよりも、視覚的に整理された表を用いることが有効な場面が想定されるからである。

表 3-3 ヒアリングシート

【海軍軍人軍属の個人記録の探し方】

お探しの海軍軍人軍属の対象者についてご存じの情報を記入してください。ご存じの情報に応じて、はじめに特定可能な簿冊が異なります。

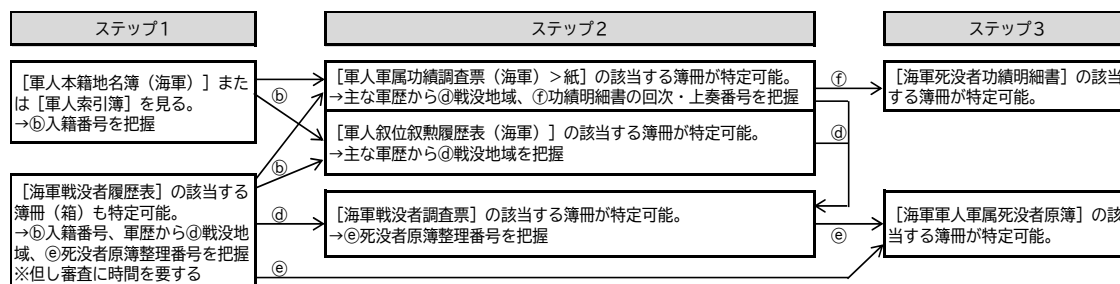
軍人 or 軍属	氏名・生年月日	④海軍在籍当時の本籍	所管 鎮守府	⑤入籍番号または 戦没者名簿番号	⑥兵種・最終階級 ・最終所轄	④死没年月日・場所 (戦没者か否か)	その他 ご存じの情報
軍人の例	公文 太郎 明治44年7月1日	東京府麹町区代官町	横須賀	横徴整第99999号	海軍整備兵長 第999海軍航空隊	昭和46年7月1日 戦没者ではない	解員年月日は昭和20年9月1日
軍属の例	(同上)	(同上)	呉	鑑99999	呉海軍運輸部／ 広海軍工廠 等	昭和20年4月28日 ルソン島で戦病死	援護法による遺族年金を受給

↑ 横須賀・呉・佐世保・舞鶴のいずれか

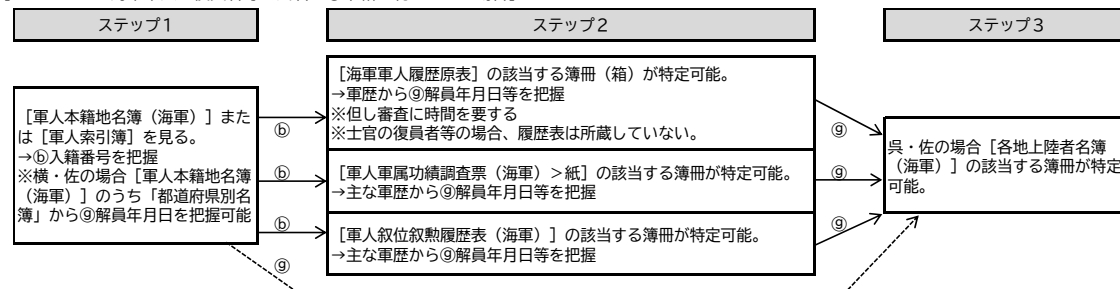
【留意事項】

- ・主な簿冊特定のパターンと、それに応じた手順の例示は下記の通りです。これを参考に、「表3-1 海軍人事関係等資料の構造」の「特定に必要な情報」・「主な記載情報」の欄も参照して、上記の情報を埋めていくことで、芋づる式に各資料群の簿冊の特定を行っていくことができます。
- ・各資料群から得られる情報には重複がありますので、実際には必ずしも全ての資料群について閲覧する必要はありません（但し例外はあり）。
- ・「表3-1 海軍人事関係等資料の構造」の種類のうち、情報量の多い傾向にある資料群は①履歴書、②軍属名簿、③死没者記録です。
- ・④調査票類は個別の業務に応じて情報を整理すべく作成されたもので、より詳細な①履歴書と重複する部分があります（但し例外はあり）。
- ・⑤索引名簿は、氏名・本籍・入籍番号のいずれかを把握するためには有用ですが、それ以上の情報はあまり得られません。
- ・資料の一部には欠落や記載が不完全な場合があります。また、編綴の方法や配列についても、必ずしも正確でない場合があります。
- ・ひとつの資料群に対象者が見当たらないときも、他の資料群には含まれている場合があります。
- ・本人または遺族であれば、厚生労働省に申請して電子化された資料の写しの交付を受けることもできます。
- ・厚生労働省HP「旧陸海軍から引き継がれた資料の写し等の申請について」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093051.html>

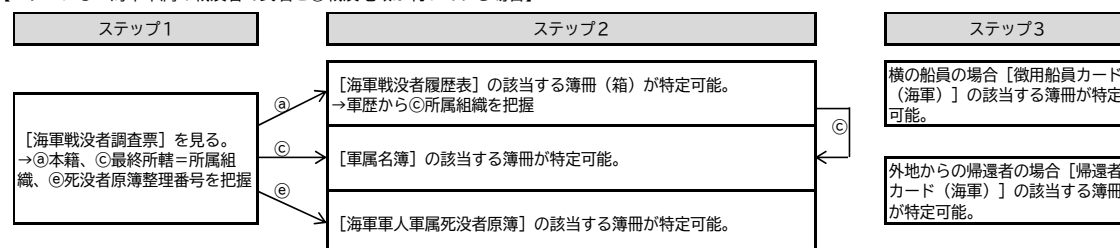
【パターン1：海軍軍人の戦没者で氏名と④本籍が判っている場合】



【パターン2：海軍軍人の復員者等で氏名と④本籍が判っている場合】



【パターン3：海軍軍属の戦没者で氏名と④戦没地域が判っている場合】



¹ 本項で分析対象とする「海軍人事関係等資料」は、旧海軍関係の全28資料群のうち、海軍時代から戦後の援護部局・復員官署まで、各個人を単位とした情報が蓄積された18資料群を指す(3.1で後述)。なお、「人事関係等資料」という用語は、1.2で後述する「人事関係等資料整備事業」から援用した。

² 以下本稿では、資料群名称について他の用語と峻別できるよう〔 〕で括り、表記する。

³ 森本祥子「日本のアーカイブズで家系調査は可能か」(『海港都市研究』5、2010年3月)。

⁴ 瀬畑源「公文書管理と日本人(5)公文書館と家系調査」(『時の法令』2008、2016年8月30日)。

⁵ 吉田富美子『自分でできるファミリーヒストリーを調べよう!』(二見書房、2022年)。

⁶ 石崎亜美「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究」(『北の丸』55、2023年3月)。

⁷ ほかに、軍法会議関係文書について、中野佳「軍法会議と「軍法会議関係文書」について」(『北の丸』53、2021年3月)。

⁸ 吉田裕「軍事関係史料の戦後史」(『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年)。加藤聖文「敗戦時における公文書焼却の再検討」(『国文学研究資料紀要 アーカイブズ研究篇』15、2019年3月)。長谷川優也「旧陸軍の秘密書類管理制度と終戦前後の文書焼却」(『軍事史学』56-1、2020年)。

⁹ 各地との照会・回答を綴った資料、人事局長の業務引継資料、人事に関する内規を綴った資料、等が主なものである。

¹⁰ 木村美幸『日本海軍の志願兵と地域社会』(吉川弘文館、2022年)。

¹¹ 軍歴証明の取得方法の解説本として、栗須章充『軍歴証明の見方・読み方・とり方』(日本法令、2015年)。

¹² 沖縄県公文書館では「援護業務関係文書」の一部を所蔵し、利用に供しているが、未整理文書が存在や制限情報のマスキング作業の業務負担など、課題も多いようである(仲本和彦「沖縄戦に関する新資料の紹介 援護業務関係文書を中心に」、『沖縄県公文書館研究紀』18、2016年3月)。

¹³ 但し、本稿で扱う海軍の場合と同様、将来的にはアーカイブズでの一般公開が潜在的課題となるであろう。行政文書として歴史的に重要であることは明らかと思われ、近い将来に非現用の記録となることが想定されることから、第三者を含めた利用へ向けた議論が行われていく必要があろう。

¹⁴ 近藤貴明「アジア太平洋戦争期における陸軍工員の人事記録」(『大原社会問題研究所雑誌』638、2011年12月)、同「旧日本陸軍の留守名簿制度に関する基礎的研究」(『神戸大学史学年報』34、2019年)、同「戦後援護行政における本籍地名簿の成立(一九四七年)と現存数量」(『神戸大学史学年報』38、2023年)、など。

¹⁵ なお、国立公文書館に移管されるまでは、遺族等以外の第三者への資料の開示は極めて限定的であった。そのため、例えば澤地久枝『記録ミッドウェー海戦』(文藝春秋、1986年)のように、民間における戦没海軍軍人に関する調査は、聞き書き等によって行わざるを得なかった。

¹⁶ 本稿でタイトルを含め使用している「検索手段」という用語は、基本的には「国際標準アーカイブズ記述」(ISAD(G))第2版の日本語訳で、Finding aid の訳語として採用されていることを念頭に置いている。
[https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD\(G\)2nd.pdf](https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD(G)2nd.pdf) (2024年12月2日参照、以下ウェブページの参照日は全て同じ)

¹⁷ 安藤正人「欧米における史料整理と検索手段作成の理論と技法」(大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』吉川弘文館、1986年、第5章)(初出:『史料館研究紀要』17、1985年9月)。

¹⁸ 安藤正人「史料の整理と検索手段の作成」(国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年、第1部第3章)58~60頁。

¹⁹ 坂口貴弘「現代公文書の検索手段はどうあるべきか」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』6、2010年3月)、引用は169頁。こうした目録記述レベルの日米での考え方の相違は、後述する Meissner による編成・記述に関するテキストブックを解説した論考でも指摘されている(渡辺悦子「アーカイブズの「編成」と「記述」あれこれ」、『アーカイブズ』91号、2024年2月29日 <http://www.archives.go.jp/publication/archives/no091/14804>)。

²⁰ 坂口貴弘「米国国立公文書館における検索手段の誕生」(同『アーカイブズと文書管理』勉誠出版、2016年、第3章)。

²¹ 「1. 一般ガイド General guides」、「2. 検索手段のガイド Guide to finding aids」、「3. 概要ガイド Summary guides」、「4. 目録 Inventories」、「5. 資料作成者による資料の管理記録 Control records, produced by creating agencies」、「6. 索引及び特別なリスト Indexs and special lists」、「7. 補助的な検索手段 Supplementary finding aids」。前掲・石崎亜美「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究」136~137頁。

²² J. Bettington et al., eds., *Keeping archives*, Australian Society of Archivists, 2008, 3rd ed., p. 382.

- ²³ D. Meissner, *Arranging and describing archives and manuscripts* (Archival fundamentals series, I II. 2), Society of American Archivists, 2019, pp.35-37, 157.
- ²⁴ この点は、Meissner のテキストブックの巻末に掲載された用語集で、Finding aid が、①「記録の集合体内の情報の発見を容易にするツール(A tool)」に加え、②「所蔵機関にとっては資料に対する物理的かつ知的なコントロールを与え、利用者にとっては資料へのアクセスと理解を支援する記録の記述(A description of records)」と説明されていることから、理解できよう (Ibid., p.160)。
- ²⁵ 沖縄県公文書館 HP「復帰前の軍で働いていた記録を調べたい。」: <https://www.archives.pref.okinawa.jp/qanda/8568>
- ²⁶ 厚生労働省 HP「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html
- ²⁷ 厚生労働省 HP「標準文書保存期間基準 (保存期間表) 社会・援護局」から閲覧できる: https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/gyouseibunsho/syakaiengo.html
- ²⁸ 括弧内の年度は、各資料群について電子化が開始された年度である (図 1-4 参照)。
- ²⁹ 厚生省社会・援護局援護 50 年史編集委員会監修『援護 50 年史』(ぎょうせい、1997 年) 451 頁。
- ³⁰ 平成 14(2002) 年度から平成 22(2010) 年度にかけての電子化の推進状況については、各年度の政策評価の実績評価書の「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること」の項に記載があり、確認可能である。厚生労働省 HP「政策評価に関する計画／結果」から閲覧できる: <https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>
- ³¹ WAM NET「社会・援護局関係主管課長会議資料 (平成 16 年 3 月 2 日開催)、援護関係の説明資料 18 頁「第 9 旧軍人事関係資料の整備等について」: <https://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/vAdmPBcategory60/49256FE9001AD9249256E4C00212DB1>
- ³² 同前、援護関係の配布資料 37～42 頁「第 27 援護関係人事等資料の今後のあり方に関する検討会準備会における講師の主な意見」。
- ³³ 厚生労働省 HP、報道発表資料「戦没者等援護関係の資料の移管等について」、本文と別紙を参照: <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004zo4.html>
- ³⁴ 前述した厚生労働省のリストには記載のない資料群 (主に会計・経理関係の帳票類) が、これに当たると思われる。
- ³⁵ 厚生労働省 HP「第 5 回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG 資料」: <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132174.html>
- ³⁶ 厚生労働省 HP「2016 年 8 月 1 日 第 5 回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG 議事録」: <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000136409.html>
- ³⁷ 前掲・厚生労働省 HP「第 5 回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG 資料」。
- ³⁸ 行政事業レビュー見える化サイト「人事関係等資料整備事業」: <https://rssystem.go.jp/project/0614be8f-66ce-4633-ac6b-a39639cf126e>
- ³⁹ 厚生労働省 HP「旧陸海軍から引き継がれた資料の写し等の申請について」: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093051.html> なお、「社会・援護局「調査資料室」をのぞいてみよう」(『厚生労働』2024 年 8 月、12～15 頁) も参照。同じ内容は厚生労働省 HP でも公開されている。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202408_001.html
- ⁴⁰ この間、1947 年 5 月の憲法施行とともに、同年 5 月 17 日の政令第 52 号により、依然効力を有していた海軍の軍令軍政に関する諸法令が廃止となり、「未復員の海軍々人のうち下士官以上は廃官、兵はその職を免ぜられ、軍属のうち文官は廃官、雇傭人嘱託は解雇解傭となり、その身分等の呼称は復員者となった」(『復員援護の記録』厚生省佐世保地方復員部、1960 年、31 頁)。
- ⁴¹ 「海軍人事部処務規程」(『海軍制度沿革 巻 3』海軍大臣官房、1939 年、114～233 頁)。
- ⁴² 1918 年 10 月 9 日海軍省達第 180 号 (前掲『海軍制度沿革 巻 3』159 頁)。この直前の 1918 年 9 月に海軍志願兵条例が改正されており、この一環で見直しが行われたと考えられる (前掲・木村美幸『日本海軍の志願兵と地域社会』、第 1 章)。
- ⁴³ 「海軍下士官兵履歴表並立調査表取扱及記註心得」(『海軍制度沿革 巻 5』海軍大臣官房、1939 年、69～72 頁)。
- ⁴⁴ 「海軍省処務規程」第 18 条 (『海軍諸例則 巻 1 14 版』海軍大臣官房、1935 年、94 頁)。
- ⁴⁵ 「海軍准士官以上履歴書及身上取扱規則」(前掲『海軍制度沿革 巻 5』6～16 頁)。
- ⁴⁶ 下士官から叩き上げで士官に昇進した特務士官・准士官については、鎮守府の海軍人事部と海軍省人事局の双方で人事管理を行っていたようである。
- ⁴⁷ 当然ではあるが、1945 年 8～9 月の敗戦前後も業務はシームレスに行われている。「戦没者等援護関係資

料」は、戦時において徴兵、戦没、復員等に関する膨大な軍事事務が発生したこと、それゆえに大量の文書が作成され多忙を極めたことをよく表す資料群であるともいえる。

⁴⁸ 海軍の復員について、『引揚援護の記録』（引揚援護庁、1950年）ではほとんど言及がなく、『続・引揚援護の記録』（厚生省引揚援護局、1955年）では第5章「未帰還者の調査」の一節で概要が記された（120～123頁）。本格的には、『続々・引揚援護の記録』（厚生省引揚援護局、1963年）で「附録」として「海軍復員の状況」がまとめられ（330～344頁）、『引揚げと援護三十年の歩み』（厚生省援護局、1977年）では、これにさらに加筆される形で、第1章第1節の「三 海軍復員の概況」と第4章第1節の「三 未復員者・未引揚邦人別調査の概要」が記述されている。この部分の記述は、主としてこれらに依る。

⁴⁹ 『呉鎮守府復員沿革史』（呉地方復員部、1959年）142頁。

⁵⁰ 前掲『復員援護の記録』45頁。

⁵¹ 「八・一調査」は1946年7月8日閣令第64号「海軍の軍人軍属として従軍した者でまだ帰還しない者の調査に関する件」により、「二・一調査」は官報広告により、「三・一調査」は1949年1月12日政令第5号「未復員者等についての届出に関する政令」により実施された（前掲『引揚げと援護三十年の歩み』177頁）。

⁵² 前掲『呉鎮守府復員沿革史』138頁。

⁵³ 前掲『引揚げと援護三十年の歩み』178頁。

⁵⁴ 前掲『復員援護の記録』155～157頁。それ以外に「転勤命令簿」14冊、「配員名簿」10冊、「身上異動通知」181冊も記載されている。

⁵⁵ 軍人恩給の復活により「旧軍人及びその遺族の大半が恩給法に移行し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象者は、軍属及び準軍属が中心となった」（『厚生省五十年史 記述篇』厚生問題研究会、1988年、907頁）。なお、軍人恩給の復活については、次の研究も参照した。赤澤史朗「1950年代の軍人恩給問題(1)」（『立命館法学』333・334、2011年3月）・「同前(2・完)」（『立命館法学』341、2012年）、山縣大樹『帝国陸海軍の戦後史』（九州大学出版会、2020年）第3・4章。

⁵⁶ 前掲『厚生省五十年史 記述篇』第4篇第6章第2節、1455～1465頁。

⁵⁷ これは、主として厚生省が旧軍の人事関係等資料を保管していたためだが、戦前の軍人恩給の裁定が陸海軍省を経由して行われていたことにも由来する（前掲『厚生省五十年史 記述篇』912頁）。

⁵⁸ 以上、引用を含め、前掲『援護50年史』116～117頁。

⁵⁹ 白井正辰（恩給局第五課長）「加算を中心とした軍歴証明」（『恩給』4、1962年1月）17頁。引用文中、「都市郡別」の索引カードは「軍人本籍地名簿（海軍）」、「五十音順」の索引カードは「軍人索引簿」を指すと思われる。

⁶⁰ 前掲『援護50年史』267～270頁。

⁶¹ 前掲『援護50年史』271～274頁。

⁶² 前掲『呉鎮守府復員沿革史』187～198頁。

⁶³ 赤澤史朗『戦没者合祀と靖国神社』（吉川弘文館、2015年）Ⅱ部第2章。厚生省の靖国神社合祀協力事務は1970年に問題視されるまで続いた（同書145頁）。

⁶⁴ 前掲『厚生省五十年史 記述篇』1479～1480頁。

⁶⁵ 前掲『援護50年史』452～455頁。

⁶⁶ 除外した資料群には、1.1で前述した厚生労働省側では「戦没者等援護関係資料」に含めていなかった会計・経理関係の帳票類のほか、GHQとの折衝関係の記録である「海軍連合軍関係文書」、戦犯や軍法会議関係の記録である「海軍法務関係文書」がある。

⁶⁷ 【別添一覧表】は、紙幅の都合上、冊子刊行版には添付できないため、国立公文書館HPの『北の丸』電子版で公表する。

⁶⁸ より正確に言うと、「海軍戦没者履歴表」は、遺族等援護法等の対象となった「戦没者」が、「海軍軍人履歴原表」として現在に至る作成時以来の入籍番号順の秩序・配列から抜き取られて、再編成された資料群だと推定される。よって、それ以外の復員者等（戦争生存者）は「海軍軍人履歴原表」に含まれるが、戦争中の公務傷病に起因する死没者で「公務死」と認定された者は「海軍戦没者履歴表」に含まれる等、戦死認定をめぐるいくつかの例外があるようである。なお、「戦死」の背後には、戦場という「死の現場」における多数の餓死や海没死、自殺や「処置」など、多くの無残な死があったことは留意されるべきであろう（吉田裕『日本軍兵士』中央公論新社、2017年）。

⁶⁹ 多くの資料群で検索の際にキーとなる入籍番号について、まずは次の解説を参照。「海軍の兵は徴兵、志願兵ともに海兵団に入団するさい本籍地を管轄する鎮守府の兵籍に編入され、所属鎮守府の名を冠した固有の兵籍番号を与えられた（兵役法施行令21号）。たとえば横徴水34586（徴は徴兵）、佐志水28537（志は志願）などである。特技を習得したのちは番号が変った。飛行兵の横志飛、機関兵の佐徴機などで、特務士官、准士官、下士官となってもこの所属の鎮守府と兵籍は退職時まで変らなかった。士官には兵籍番号に似

た電報符(番号)が与えられていた。」(「兵籍(海軍)」、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典 第2版』東京大学出版会、2005年、「第5部 陸海軍用語の解説」768頁)。なお、他の海軍の制度・用語についても、同書の解説及びその凡例(707頁)に挙げられた主要参考文献の参照が端緒となろう。

⁷⁰ 前述した1962年の恩給官僚の論考(白井正辰「加算を中心とした軍歴証明」)でも、履歴原表は入籍番号によって整理されていたと説明されている。

⁷¹ 例えば、「安井」や「安田」が「安達」・「安藤」とともに「あ」にある事例を確認している。一方で、「長野」・「長嶋」等は「な」にあるが「長谷川」は「は」にある事例も見られる等、この配列は厳密なものではないことにも留意が必要である。【別添1】では、各資料の冒頭情報を採っており、探している人物がどの資料に含まれるか、見当をつけることが可能である。

⁷² 表3-2で県別番号数の総計が「427,500」。「大東亜戦争中死没の海軍軍人数」(昭和16～20年)が合計「319,077」人という数字がある(付表第二「その二 軍人増加推移一覧」、『戦史叢書88 海軍軍戦備(2)』朝雲新聞社、1975年)。よって、これを用いると軍人と軍属の比率は、概ね3:1であることが判る。

⁷³ 恩給裁定番号が判明すると、恩給裁定原書についても特定が可能になる。請求番号が「平30 総務」以後に移管されたものには、遺族等援護法と軍人恩給の復活による海軍関係の裁定者の資料が含まれている。

⁷⁴ 徴集兵の採用が本籍地主義だったのに対し、志願兵は現住地主義を採っていたことが主因だと推測される。また、1944～45年度に採用された朝鮮人・台湾人の海軍特別志願兵については、朝鮮人は鎮海警備府の在籍、台湾人は高雄警備府の在籍であり、鎮海の記録は最終的に呉へ統合され、高雄の記録は最終的に佐世保に統合されたようである(以上、前掲『復員援護の記録』73～80頁)。なお、一部文官についても鎮海・高雄の在籍であった者がいたようである。

なお、人事制度の運用事務が各鎮守府で異なる点については、前掲・木村美幸『日本海軍の志願兵と地域社会』の「補論I 海軍兵事資料論」でも指摘がある。

⁷⁵ 戦没者以外の士官分の履歴書は、おそらく現在も厚生労働省で管理されていると考えられ、将来的に移管される可能性も考えられる。なお、前掲「社会・援護局「調査資料室」をのぞいてみよう」には、製本された「海軍士官履歴原簿(兵科・軍医科)」の写真が掲載されている。

⁷⁶ 但し、1945年8月15日現在の海軍軍人数は合計「1,693,223」人で、うち士官「46,716」人を引いて「1,646,507」人という数字がある(前掲・付表第二「その二 軍人増加推移一覧」)。また、前掲「社会・援護局「調査資料室」をのぞいてみよう」には、旧海軍から引き継いだ主な人事関係資料として、「海軍横須賀・舞鶴鎮守府等人事関係資料(履歴原表)」が「約219.0万人」分、「同(軍属名簿)」が「約150.0万人」分、「死没者名簿」が「約47.5万人」分あるとの表が、「(注) いずれの数字も「延べ数」であり、同一人が他に記載されているケースが多々ある。」との注記とともに掲載されている。【別添2】では、所管ごとに概ね兵種別で入籍番号を通覧できるようにしている。

⁷⁷ 前掲『厚生省五十年史 記述篇』1478頁。

⁷⁸ 本稿の叙述は、現時点で筆者が判り得た範囲に基づくものであり、当然ながら膨大な資料の全てを見ている訳ではなく、また海軍や援護行政に関する理解が不十分な点もあり、誤解や例外も少なからずあると思われる。利用者の皆様からの叱正を乞いたく、お気づきの点はご連絡頂ければ幸いである。

(専門職)